

令和元年第6回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	令和元年12月6日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令 和 元 年 12 月 10 日 午 前 9 時 00 分 令 和 元 年 12 月 10 日 午 後 2 時 27 分				議 長 西 原 好 文
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	江 頭 義 彦	○	7	池 田 和 幸	○
	3	金 丸 祐 樹	○	8	吉 岡 隆 幸	○
	4	井 上 敏 文	○	9	淵 上 正 昭	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	4 番	井 上 敏 文	5 番	坂 井 正 隆	6 番	三 苫 紀 美 子
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	環 境 課 長	武 富 元	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	産 業 課 長	一ノ瀬 和 義	○
	教 育 長	吉 田 功	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	納 富 智 浩	○
	総 務 課 長	山 中 晴 巳	○	こ ども 教 育 課 長	百 武 一 治	○
	建 設 課 長	武 富 和 隆	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	福 祉 課 長	松 尾 徳 子	○	政 策 課 長	田 中 盛 方	○
	町 民 課 長	溝 口 進 洋	○			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	平 川 智 敏				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和元年12月10日

日程第1 一般質問

一 般 質 問 （ 令 和 元 年 1 2 月 定 例 会 ）

氏 名	件 名 （ 要 旨 ）
石 津 圭 太	1. 江北町の保育士確保とPRの方法について
江 頭 義 彦	1. 福祉避難所の開設と避難所の環境改善について 2. 江北町の持続的な就職応援事業について

日程第2 議案第57号 江北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

日程第3 議案第58号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第4 議案第59号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第60号 江北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第61号 江北町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第62号 江北町印鑑条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第63号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第64号 江北町老人福祉センターの指定管理者の指定について

日程第10 議案第65号 江北町ふれあい物産館の指定管理者の指定について

日程第11 議案第66号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について

日程第12 議案第67号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第7号）

日程第13 議案第68号 令和元年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第69号 令和元年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第70号 令和元年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第71号 令和元年度江北町水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第72号 令和元年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

午前9時 開議

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年第6回江北町議会定例会会期5日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問、総括審議、委員会付託となっております。

日程第1 一般質問

○西原好文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、会期4日目に引き続き質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

1番石津圭太君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○石津圭太議員

おはようございます。通告書により進めさせていただきます。

保育の無償化により、待機児童問題、保育士不足に拍車がかかっていますが、我が町では保育士紹介キャンペーンと就職支援給付金制度が施行されました。紹介者の方にも謝礼をするという大キャンペーンなので、町内外にもっと周知される方法はないかと考え、質問、提案をしていきたいと思っております。

話があっち行きこっち行きしてわからなくなりそうなので、結論を先に言わせていただきます。

江北町には町内外からたくさんのお客様が商業施設に来ていただいております。我が町の飲食店はなかなか大変評判がよく、近隣のまちに比べると、にぎわっているほうではないかと思われまます。そこで、各店主さんにSNSやポスターなどを活用し、保育士さん限定で呼びかけてもらい、まちコンなどを開催するように提案をしたいと思っております。

そこで、保育士さんの飲食代は町から補助をしていただくというのはどうかなと思ひ、提案をさせていただきます。よろしいでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

おはようございます。石津議員の御質問にお答えします。

まず、PRの方法ですね、今までどういったことをやってきたかということをお説明させていただきたいと思います。

周知の方法としては、パンフレットの配布、ポスター掲示、事業所への事業説明、それから、町内外への周知としてホームページとかインターネット等を活用したことをやっております。

具体的に言いますと、パンフレットの配布については、各区で区長会を通じて全戸にパンフレットを配布しております。それから、幼児教育センター町職員、それから、シダックス大新東の職員、それから、江北ひかり保育園職員、永林寺保育園職員、小規模保育所なのはなの職員さんへ説明し、パンフレットをお渡ししております。

それから、ポスターの掲示ですけれども、武雄市のハローワーク、それから、保育士の関係の大学ですけれども、西九州大学、九州龍谷短期大学、佐賀女子短期大学、それから、県の社会福祉協議会、それから、江北町の商工会にポスターの掲示をお願いしております。さらに、町内飲食店、小売業者、美容室、病院、薬局、コンビニなど町内53店舗にポスター掲示とパンフレット内容紹介などの設置をしております。

事業説明としては、各区長さん、民生委員会役員会、公民分館長会へ説明をし、パンフレットをお配りしております。それと、江北町商工会の役員会でも周知の依頼をしております。

議員が御質問の中で言われている町外の方への周知ですけれども、ホームページへの掲載、それから、町のフェイスブックに掲載、それと、ハローワーク武雄にポスターの掲示、それから、フリーペーパー——無料求人誌ですけれども——バイトル佐賀というところにも、エリアとしては江北町、白石町、大町町、小城市、多久市、鹿島市のコンビニエンスストア全て、トライアル、ドラモリ、ゆめタウン武雄などに設置をして周知を行っているところでございます。

こういった周知活動はしておりますけれども、保育士さん、もしくは保育士さんの就職をしていいという方、もしくは今就職をしているところから江北町のほうに事情があって職を

変わっていいというような方に届かなければ、こういった周知活動も意味がないと思うわけで、今回、石津議員がこういうふうにもたまたま御質問をしていただいたことで周知の拡散になってよかったのかなと思っておりますので、ありがとうございます。

それから、合コンということなんですけれども、この事業は10月の臨時議会で予算の御承認をいただいて取り組んでおりますけれども、それも3月末には保育士の確保をぜひとしたいというところで事業を急いでいるわけですので、そういったまちコンとか、そういったところですぐにでも保育士さんが見つければいいわけなんですけれども、時間がかかるようであれば、どうかなと思っておりますけれども、そういった提案はありがたく受けとめさせていただきますと思います。

以上、答弁申し上げます。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。石津議員の御質問に私のほうからも少しお答えをしたいと思います。

今回、石津議員からは江北町の待機児童解消について御質問をいただきました。御存じのとおり、我が町、ちょうど私が就任した年からでしたから、平成28年度に初めて待機児童が発生をいたしました。これまで待機児童なんていうのは、どちらかという、都会の出来事かというふうに思われておられた方もいらっしゃるかと思いますけれども、いつも言うように、やはり都市化と過疎化、また、住民の皆さんの暮らし方の多様化ということに伴って、我が町では保育ニーズの高まりが見られたということではありますが、それまでなかなか手が打てていなかったもんですから、残念ながら待機児童の発生を見たということでもあります。

その後、例えば、小規模保育所なのはなの開設でありますとか、また、新保育園ひかり保育園の開設でありますとか、これは民間事業者によるものでありますけれども、また、永林寺保育園の改築、さらには、今年度に入りまして幼児教育センターではペンギンルームということでシニアの保育士、OBの皆さん方に御協力をいただいて待機児童の解消に努めてきたところであります。

我が町特有の理由といたしましては、やはり町外からの移住していただく方がたくさんふえている、そうした方が、どちらかという、共働きで、しかも、町内にはいわゆるじい

ちゃん、ばあちゃんという実家がおありでないということがありますけれども、それに加えて、近年の好景気といいたいでしょうか、これによって、例えば、非正規から正社員につきたいという方も大分おられるようであります、私の周りにもそういう方が何人かおられましたし、さらに加えて、ことしの10月から始まりました幼児教育の無償化というのがさらに拍車をかけたということで、もともと増加傾向にあった保育ニーズが、今年度、そして、来年度の見込みになりますけれども、さらに急激にふえているということでもあります。

せっかく働きたいのに、保育所がない、もしくは子供を預ける場所がないということで、そういう就職を断念されるというのは御本人たちにとってもさることながら、我が町の活力をそぐことになるということでありまして、私としては、これはやはり町にとっての一つの危機だというふうに思っております。少し大げさかもしれませんが、大雨や台風災害と同じぐらい江北町にとっては大きな危機だという認識を持っておりますし、先ほど御紹介しましたとおり、来年度の入所申し込みの受け付けもいたしましたけれども、既に昨年度同様の大幅な増の見込みがなされているということで、ここはやはり年度後半が一つの勝負だということだというふうに思っております。

保育所というハードは整備できても、やはりそこで実際、保育サービスに当たっていただく保育士さんの確保ができなければ、意味をなしませんので、今回、議会でも補正予算の承認をいただいて、異例のというふうに言っていると思いますけれども、今回、紹介キャンペーン、または就職の支援金制度ということで取り組みをさせていただいているところであります。

きょうは一般質問ということでせっかくケーブルテレビを通じて、また、傍聴の方もお越しいただいていますけれども、町民の皆さんにこうした町の状況を知っていただくには大変いい機会ではないかなというふうに思います。

それで、この後、教育委員会のほうから少しこれまでの入所申込者の推移というんでしょうか、そうしたものも御説明をさせていただきたいというふうに思っておりますし、先ほど石津議員から御提案をいただいたまちコンを通じての保育士の確保については、今年度は既に予算がないからということでありましたけれども、もし、来年度も同じような状況が続けば、当然、待機児童の解消ということについては来年度以降についても取り組みをする必要があるというふうに思っております。ぜひ教育委員会からは今年度については、場合によっては、既に予算としては確保できていないから、できないけれどもということですが、

では、仮に来年度もそうした待機児童の解消ということが我が町のテーマであったときに、せっかく御提案を今回いただいているわけですから、事業そのものについて効果でありますとか、例えば、具体的な内容ということもぜひ今回、待機児童解消1問いただいているだけです。1時間持ち時間もお持ちでいらっしゃいますから、ぜひそうしたこともしっかり議論をしていただければなというふうに思っております。

まずは、この後、教育委員会から、近年のといいましょうか、ここ数年の江北町における保育所の入所申込者の推移をまずは御報告をさせていただいた上で、できれば、そうした来年度以降についてもぜひ御質問いただければと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

先ほど町長から指示がありました近年の保育所ニーズについて御説明をしたいと思います。

まず、平成28年に初めて江北町のほうでも待機児童が発生いたしました。その後、その対策として小規模保育所なのはなの開設とか、そういった対策の委員会の場を持って、そういった中でなのはなの設置ができました。それが平成29年です。それでもまだ待機児童が発生し、その後、そういった中に民間保育所を立ち上げていいという方ができたところで、平成30年度になって待機児童の解消ができたところです。

全体の需要数としてはずっと伸びてきておりまして、平成30年度から令和元年度については、通常大体10名から20名ぐらいの増なんですけれども、53名というような伸びがっております。（発言する者あり）平成28年度からは全体需要数311名、平成29年度が307名、平成30年度が313名と、このほうが大体10名前後ぐらいだったんですけれども、令和元年度によると、全体の需要数としては366名ということで53名の伸びです。来年度については、これは8月期の見込みではございましたけれども、さらに366名から382名ということでなっております。現在まだ集計は終わっていないんですけれども、11月に入所を申し込みしたところでいうと、382名が400名を超えているような状況になっております。教育委員会で推計をしたところ、こういった推計が大体令和4年度ぐらいまで続くだろうということを見込んでおります。その後、緩やかな減少はしていこうというふうなことを見ているところでございます。

推計の見込みについては以上でございます。

○西原好文議長

吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

おはようございます。石津議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

まずもって、保育士確保のほうに関心を持っていただいておりますことに対しまして、またあわせて、本日PRの方法等についても御提案をいただきまして、まことにありがとうございます。

私ども教育委員会といたしましても、こうした保育士の確保についてはいつときも手を緩めることができないもの、また、10月の臨時議会で御承認いただきました保育士紹介キャンペーンも具体的な確保につながらなければ意味がないものと考え、確保に向けて取り組んでおりますことは先ほど百武課長が答弁したとおりでございます。

私自身も保育士を務めております教え子に現状を伝えたり、元同僚の教師にも情報提供を何とかお願いしたいということで働きかけを続けております。とにかく保育士の資格を持つ方、しかし、現在は働いていない方に話だけでも聞いてほしいというお願いをしているところでございます。まだ返しは余りありませんけれども、引き続き働きかけを進めていきたいと思っております。議員の皆様方にもさらに情報提供をお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

とりあえず保育士の確保についてですけど、実際まだ未回収の分があるんですけども、町内外の保育士さんにアンケートに協力してもらって、その結果なんですけれども、仕事で重視することはということで、やはり給料、そして、職場の環境、施設の保育方針を重視するという声が多数ありました。それと、独身の女性の方はおつき合いしている方が非常に少ないということで、今回まちコンという形でPRをしたらどうかというのを提案させてもらったんですけど、アンケートの結果で施設の保育方針を重視するというのは一番目立って、町外の方の声として、保育施設の方針が江北町のほうと合わないという声が多数上がっていたんですね。町の保育施設の方針などを再度見直す必要もあるのではないかと。現在我が町

にも優秀な保育士さんはたくさんおられるので、町外も保育士不足に悩んでいるということで、例えば、ヘッドハンティングであったり、そういうことが起きる可能性もあるのではないかと私は思います。

優秀な保育士さんたちがおられるので、この間、町長がおっしゃっていましたが、OJTを各施設で行いながら、よりよい保育施設にしていく必要があるのではないかと私は思います。その点どうでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

石津議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどアンケートからのいろいろ給料面、それから、職場環境、それから、方針等についても御説明をいただきました。

私も町内には主には幼児教育センターの保育部門、それから、永林寺保育園、それに、新たにできたひかり保育園、そして、先ほど御紹介もありましたのはな等々、保育の施設もございますが、永林寺、それから、ひかり保育園とは、私、幼児教育センターの所長を務めておりましたときにも運営等については話をしてまいりました。

そこで、方針ということが一番、議員気になるところということで御意見いただきましたので、あと、具体的な方法等についてはまた園長会等にも働きかけをして、何とか方針というのが方向がきちっと子供たちのよりよい保育につながるように、さらに検討はしていく必要があるだろうと考えております。

ただ、そういう方針ということについては、それぞれの今までお勤めになってきたところもお持ちだろうと思いますので、それについては各園でもそれこそOJTの中で詰めていただくような働きかけも私のほうから進めていきたいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

ただいまの石津議員の御質問が、そういう処遇面というだけではなくて、それぞれの園の考え方であるとか、もっと言うなら、雰囲気であるとか、そうしたものがうまく届いていな

いんではないかという御質問であったとすれば、それは非常に大事なことだと思うんですね。やはり自分が働く場であるわけですし、短い人生の中の大事な時間をそこで過ごすという意味でいけば、もし、自分が働くとしたら、その働く場がどうなっているだろうかというのには興味のおありのあるところなんだろうと思います。

だからといって、いつも言うように、世の中にはというか、いろんな事業をやる時にはプッシュ式とプル式というのがあると。やっぱりプッシュ式というのは積極的に出向いて行って、そちらまでおきてというんですか、出向いていろいろな御説明をする。プル型というのは、要は待ち受けて、そういうお問い合わせがあれば、お答えするという。プッシュ型とプル型というのがあるって、どちらが適切かというのがあると思うんですね。

この場合の江北町内の保育園の雰囲気を知りたいという仮にニーズがあったとしたときに、じゃ、そういう方はお問い合わせくださいというプル型というか、待ちの姿勢でいるよりは、積極的に、しかも、我が江北町いずれの園もそれぞれみずからの特色をうまく生かして一生懸命それこそ保育に取り組んでいただいております。せっかくそうやって一生懸命保育サービスの提供に従事をしていただいている、そういう働く場としてをぜひアピールしたいというお気持ちもあるんじゃないかなというふうに思うんですね。

そういうことであれば、個別にお問い合わせくださいということではなくて、例えば、江北町内の保育所の合同説明会みたいなものを開催して、そうすれば、心置きなくいろいろ町内の保育所の雰囲気というのを知っていただけるし、比べることもできるんだろうと思うんですね。

先ほどから言っているように、本当に待機児童の解消というのは我が町にとって危機だというふうに思っています。きのうは井上議員から2期目の公約の中の一丁目一番地はというお話をいただきましたけれども、少なくともこの現時点を輪切りにすれば、私は今町の中で取り組むべきものの一丁目一番地の一つは待機児童の解消だというふうに思っております。だからこそ、今回、臨時議会で補正予算を承認いただいても年度後半に取り組みをさせていただきたいというふうに申し上げたわけでありまして、先ほども、いや、今年度は予算がありませんからと、もし、本当に待機児童の解消をせんばらん立場、もしくはそういう責任といたしまししょうか、もっと言うなら、部署であるならば、何々と、まちコンですかと、それはどういうふうに待機児童の解消に役立つんですかねと、もし、非常に効果があって、即効性があるようだったら、場合によってはまた臨時議会を開かせていただいて予算を確保させ

ていただいても今年度からさせていただいてもいいですけども、具体的にはどんな事業で
すかねということでも、私だったら、聞きたくなるわけですよ。

ですから、そういうふうにごどこまで本気で取り組むかということだというふうに思います
し、既に今御承認をいただいている紹介キャンペーンと給付金制度についても、言ってみれ
ば、異例中の異例とまでは言いませんけれども、議員の皆様方にも御了解をいただいて、こ
こまでしてでも待機児童の解消のための保育士確保をせんばらんという、せっかくそういう
武器と言ってはいけませんけれども、道具といいたまいますか、ツールはせっかく持たせてい
ただいているのに、これをいかに使うかというところなんだろうというふうに思うんですよ
ね。

ですから、今回の先ほどの、もし、それぞれの保育園の特徴といいたまいますか、雰囲気と
いいたまいますか、働く場としてのそうしたことがわからないということであれば、じゃ、早
速年明けにでも、もしくは年末年始なんかは町外に出ておられる方も里帰りなんかで戻っ
てこられるわけですよ、よくそれこそお盆のシーズンとか年明けにはUターン説明会なんか
があるというのは、まさにそういうところを捉えてやっているわけですから、何々と、そう
であったら、合同説明会、なるほどですねと、じゃ、急遽年末か年始にでもやってみましょ
うかというような話になってもしかるべきなんじゃないかなというふうに思いますし、アン
ケートをせっかくとっていただいた中で、働く場としての雰囲気がよくわからないというこ
とが実際そういう方たちからのお声としてあったとすれば、そこはきちんとやはり受けとめ
て、本来なら、我々でもアンケートせんばらんやったわけでありましてけれども、せっかくそ
うやってしていただいているわけですから、我々にとっては貴重な情報だというふうに思っ
ておりますので、ぜひそういうのも使わせていただく必要があるというふうに思いますし、
繰り返しになりますけど、そういう合同説明会みたいなものも、今年度に限らずとも、我々
の手段としては、民間では結構やっているわけですね。本気で民間企業は人がいないと企業
活動が成り立たなくて利益を上げられないという本当に必死の思いでそういう企業説明会な
んかをしてあるわけです。ここはやはり民間に学んで、我が町にとっても我が町の活力を失
いかねない待機児童については全力で解消するという意気込みがなければだめだというふう
に思っておりますので、貴重な御意見をいただきましたので、ぜひそこは早速、教育委員会
でも検討をしてもらいたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

先ほど来、町長が言われたように、キャンペーンというか、本当町のピンチだと思います。だからこそ、早急にでも対応していただきたいんですけども、10月21日に待機児童解消のための対応についてという書類で、令和2年度、3年度と、ずっと全体需要数がふえていくんですよね、4年度までですかね。これを毎年、毎年クリアしていけば、多少なりとも過疎化ですかね、人口減の足どめにもなるのではないかと考えております。このキャンペーン自体が募集期間が令和2年3月31日までなんですけれども、物すごくいいキャンペーンなので、もっと本当に声を大にして町内外にアピールしていきたいと私は思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

御質問をいただいたと思ってよろしいですかね。

先ほど今回のキャンペーンについての周知についてこども教育課のほうから説明がありましたけれども、私はざっと見ると、要は半径100メートル以上は、先は行きませんみたいな感じが感じられるわけです。パンフレットを区長さんをお願いしました、職員をお願いしました、それと、ハローワークにもお願いしました、大学には行きました、商工会にも行きました、あとは、区長会や分館長会で説明をしました、あとは、ホームページに載せています、フェイスブックに載せています、ハローワークにもお願いをしています、あと、フリーペーパーにも出していますみたいなことなんですよね。

先ほどおっしゃるとおりなんですよ。これはキャンペーンなんですよ。そうすると、先ほど申し上げたように、かつては、例えば、ふるさと納税を我が町に呼び込みたいというときには、年末年始とお盆の帰省時には駅の街頭に立って、もしくは佐賀空港に行って、そして、チラシを配って、ぜひ私たちのふるさとに御協力くださいというようなことも私自身も実際役所でやっておりました。それからいけば、今回、御質問で商業施設の協力をとということであれば、私が担当者なら、担当課長なら、イオンの佐賀店さんをお願いして、申しわけありません、よろしければ、年末年始にお店の前でチラシを配らせてもらえませんかというぐらいのことは私だったらするかなというふうに思いますし、実際、町内のほかの団体でも、そ

れこそきのうは婦人会の話がありましたけれども、実際そういう街頭活動、例えば、歳末たすけあい運動でもそういうふうにされているわけですね。ですから、今回、御質問をいただいた商業施設の協力をということからイメージを少し膨らませてみれば、実は結構やれることがあるんじゃないかなというふうに思います。

先ほどから言っているように、本当に今回伝家の宝刀といたしましょうか、ほかのまちではないようなこれだけのキャンペーンを事業費として承認をいただいたわけですから、これを生かすも殺すもやはり我々、やっぱり人次第だというふうに思っているんですね。ですから、ここはしっかり承認をいただいたものを使わせていただいて、生かしていくという姿勢がないとだめだというふうに思いますし、私も聞くところによると、せっかくこのキャンペーンに応じて役所のほうに保育士について問い合わせというんですか、なってもいいかなと思って来ていただいた方が、我々役所の対応について非常に疑問を持たれたということも聞きました。本当に我々死に物狂いでせんばいかんで、せっかく貴重なお一人来られたときに、本当にこの方がということで我々が本当に対応できているだろうかということなんだろうと思うんですね。

ですから、ぜひここはせっかく優秀な職員たくさんいるわけですし、そういうアイデアも本当に知恵を出し合って、何ができるだろうかということをしっかり考えて、それをすぐ行動に移さんばいかなと思うんですね。

ですから、私としては、今回せっかくまちコンのことについても御質問いただきましたけれども、大変恐縮ですから、今の時点で、うわっ、このまちコンはよかですねと、これは待機児童の解消にきき目のあるごたですねとまでは、申しわけありませんけれども、今思えておりませんですし、今こうして、さっきから言っているように、これだけちゃんとしたといましようか、異例のキャンペーンのための事業費も承認をいただきましたから、これをしっかり生かして使って待機児童の解消をさせていただきたいというふうに御理解をいただきたいなというふうに思います。

本当だったら、待機児童のない町とでも本当は言いたいところなんですけれども、なかなかそこを自信持って言えるだけのことが今できておりませんので、言えませんが、どなたが来られても断ることはありませんということが本当は町のPRにもなるわけですが、今はなかなかそういうお約束ができませんけれども、ぜひそういうこともアピールできるような町でありたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

そしたら最後に、質問なんですけれども、施行されてまだ日にちがたつてはいないんですけれども、この短い期間で問い合わせの状況を教えていただきたいと思います。

それと、4月までに最低限必要な保育士さんの人数が大体わかれば教えていただきたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

石津議員の御質問にお答えします。

現在問い合わせ等あっているのは5名でございます。

それから、10月の臨時議会するときにも御説明しておりますけれども、目標としている保育士さんの人数は12名でございます。

以上です。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

問い合わせ人数は5名ということで、5名採用ということですか。

○西原好文議長

答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

今からの詰めもございますので、詳細については差し控えさせていただきたいと思います。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

そしたら、残り12名を目標にこしは頑張っていくということよろしいですか。

○西原好文議長

答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

10月の臨時議会で補正をお願いしている保育士の獲得の人員は12名でございます。現在問い合わせがあっているのは5名で、まだそれを採用するのかなんとか、そういうところまで行っていませんので、内容については差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

わかりました。今度、商工会青年部と農協青年部と合同で保育士さんを集めて婚活を開催する予定を今しています。それで、人数のほうを大体聞かれたもので、今聞いたんですけれども、わかりました。

そしたら、これで。

○西原好文議長

補足説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

石津議員の婚活の話ですけれども、商工会青年部とJA青年部の合同の婚活のイベントというと、例年、「莓一会」ということで開催をさせていただいております。もし、今回その「莓一会」を保育士さんいっしょいキャンペーンみたいにして保育士さんを対象にという意味なんですかね。もし、そうだとすればいいでしょうか、実はこれまで「莓一会」については私ども政策課のほうを担当しておりますけれども、地域活性化補助金を実は活用させていただいてこれまで開催をさせていただいておりました。今、課長のほうに確認をしましたら、今年度まだ申請のほうはいただいているようなんですけれども、我々としては予算としてはそれこそ議会にも承認をいただいて確保をしておりますので、それこそ今回御提案がそのことであるなら、早速というか、今年度も既存のイベントと言ってみればコラボして私どもも補助のほうもお出しをさせていただいて既に実施ができるということですので、そこは確認を、お持ちの情報と私どものほうの見込みとが同じであれば、今申し上げたようなことになるんじゃないかなというふうに思いますので、そこはよろしければ御確認をいただければというふうに思います。

先ほども早朝からといひましようか、朝一番から少し私も興奮ぎみに申し上げてしまったのは、そのくらい本当に我が町にとっては待機児童の解消は大事なことだと思っているんですよ。それで、去年も本当にぎりぎり3月31日までかかって何とかゼロに待機児童の解消をすることができました。それは幼児教育センターのビッキールーム（133ページで訂正）ということでシニア保育士さんの皆さん方に御協力がいただけたからなんですけど、それが決まるまでの最終的には2週間ぐらいは、それぞれ八方お電話をし、実際出向き、御説明をし、お願いをし、一方で仮にそういう教室ができた場合の準備もしながら、本当にぎりぎりのところで何とか今年度は待機児童ゼロで迎えることができたんですよ。

本人の了解を受けていないので、名前までは言いませんけれども、昨年度、待機児童の解消の担当をしていた担当者が、ことしの3月議会だったと思います、多分そういう御報告が、待機児童の解消が最終的にはゼロになるようになりましてということをも多分この場で申し上げたんじゃないかなかったですかね。議会が終わって私は控室から自分の部屋に帰ろうとしたときに、控室の片隅でその職員が泣いていたわけですよ。本当は声をかけたい気持ちもあったんですけど、そのときは声をかけずに、私も少し興奮していたもんですから、その涙が悔し涙だったのか、うれし涙だったのかはわかりませんが、うれし涙だとすれば、やっと待機児童の解消ができたといううれし涙だったと思いますし、悔し涙だといえば、こんなぎりぎりまでかからなければならなかったという悔し涙だったんじゃないかなというふうに思います。その職員は本当に昼夜を分かたず、また、土日関係なく、それこそ今回ビッキールーム（133ページで訂正）でも従事していただいている皆さん方のところに説明に回り、また、いろんな情報を収集し、それこそ待機児童の解消ゼロに向けて本当に努力をしてくれました。もちろんその職員だけではなくて、当時の教育委員会全体ではしてくれていたというふうには思いますけれども、特にですね、正直こうやって涙を流させてしまったのか、涙を流させるまでだったのかわかりませんが、やはりそこまでぎりぎりのところで一生懸命した成果だと思っているんですよ、今年度ゼロにできたのが。

それに加えて、今年度は幼児教育の無償化という国の施策の言ってみればあおりを受けて、先ほど紹介があったように、さらにたくさんの保育所の入所申し込みを今回受けているということでもあります。多分の去年の波以上の波なのではないかというふうに思いまして、去年は何とかそういう本当にぎりぎりのところでなりましたけれども、今回はどうもそういうことではいきそうにないかと、そこはしっかり組織として、またはきちんと事業として、さら

に言うなら、予算も確保させていただいて取り組まなければ、この波は越えることができないんじゃないかという危機感があつたもんですから、臨時議会ではありましたけれども、御承認をいただいたところであります。

今回の私の答弁で、もしかすると、教育委員会が私に対して反発をするかもしれません。そこまで言われてと。でも、ぜひその怒りなり、反発を実際、待機児童の解消のほうにエネルギーを向けてくれればいいなというふうに思いますし、多分そうしてくれるものだというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

ありがとうございました。そしたら、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○西原好文議長

1 番石津圭太君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時。

午前 9 時46分 休憩

午前10時 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

先ほどの石津議員の一般質問の中で町長のほうから訂正をしたいという申し出があつておりますので、まず、それをお聞きしたいと思います。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどの石津議員の御質問に対する答弁の中で、今年度から幼児教育センターに開設をいたしました新たな教室をビッキールームと申し上げてしまいました。正確にはペンギンルームでございます。ビッキールームは中学校のほうで開設をいたしております適応指導教室の名前でありまして、幼児教育センターに開設をいたしましたのはペンギンルームでございます。謹んでおわび申し上げました上に訂正をさせていただきます。申しわけございません。

以上でございます。

○西原好文議長

2番江頭義彦君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○江頭義彦議員

皆さんこんにちは。2番議員の江頭義彦でございます。きょうは通告に従って2問ほど提案をさせていただきたいというふうに思います。

令和元年は例年になく全国的に災害が多い年となりました。比較的災害が少ないと言われた本県でも7月末、8月末、特に8月末の佐賀豪雨については近隣市町とも非常に甚大な被害になったところがございます。

(パワーポイントを使用) これは過去の災害の避難所の様子でございます。

では、質問のほうに移らせていただきます。

8月末の佐賀豪雨において本町も被害が広がりました。町当局の執行部の皆さん、町の職員の皆さんの本当昼夜間わずの避難所の開設、それから、運営等には本当に人命第一に考えていただいて本当に感謝しております。

まず最初の1問は、通告しておりました福祉避難所の開設と避難所の環境改善ということで、ここで言います福祉避難所といたしますが、私が捉えていました福祉避難所と町当局で今開設されてあります福祉避難所が若干違い、私が誤解しているところもあるかもわかりませんので、そのあたりも重ねて質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず1問は、8月末の佐賀豪雨において、町民の方ですけれども、どこに何名ぐらいの方が本町の避難所に今回避難をされたか、御質問したいと思います。よろしく申し上げます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

おはようございます。それでは、江頭議員の御質問にお答えをしたいと思います。

8月末の豪雨において江北町においてどの程度の方が避難をされたかということですが、まず、施設別でいきますと、当初、自主避難所を江北町公民館のほうに設置をしておりましたので、そちらのほうに4世帯14名、それから、老人福祉センターのほうに20世帯40名、ネイブルのほうに75世帯222名、合計の99世帯276名の方が江北町の避難所のほうに避難をされております。

以上です。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。

ハザードマップのほうには11カ所避難所の開設がされてあると思いますが、それでよろしいでしょうか。指定避難所は本町のほうは11カ所ということで。（発言する者あり）はい、わかりました。

では、今御説明がありました276名の方がそれぞれ3カ所のほうに避難されたということで、避難所の運営には大変御苦労があったかと思えます、開設から運営のほう。その運営の中で今後課題として残った点がありましたら、今後起こり得る災害のためにも参考になるかと思えますので、よろしかったら、避難所の運営において今後の課題に残った点をよろしくお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、江頭議員の2問目の質問で今回の豪雨災害での避難所の運営において今後課題として残った点はこの御質問ですけど、町内11カ所の指定避難所を町のほうは指定をしております。今回、町が開設をしましたのは、先ほど言いました町の公民館を自主避難所として開設をいたしました。その後、山間部のほうが土砂災害警戒情報等が発令をされるというふうなことで、うちのほうで避難勧告を出しましたので、老人福祉センターのほうを山間部の方の避難所として開設をいたしました。それから、今度は27日の夕方ですね、牛津川の上流のほうで計画高水位を超えるということで、うちが観測というか、基準にしている砥川大橋についても越水のおそれがあるというふうなことで避難勧告を出しております。そして、その後、19時20分に避難勧告を牛津川流域の区に出したわけですけど、そこで、そのときが指定避難所のネイブルのほうを避難所として開設をいたしました。

それで、先ほど言われました今後課題として残った点はこのことで、一応そのとき避難所の運営に当たったうちの職員に聞き合わせをして、どういったことが問題があったかというふうなことで聞き合わせをした中では、両避難所とも言われたのが、ペットと一緒に避難をしたいという方がおられたということでもあります。しかし、ペットについては、ほかの避

難の方もいらっしゃいますので、そこについてはそのときは避難所のほうじゃなくて車の中で避難をしていただいたとかということがありましたので、今後ペットを連れての避難については課題として残ったんじゃないかということで考えております。

それからもう一つが、これも両方なんですけど、テレビというか、避難所のほうにテレビがなかったということで情報が入りにくかったということで言われました。

それと、これは老人福祉センターのほうなんですけど、老人福祉センターのほうは避難所として開設をしておいたわけなんですけど、28日の午前3時からひどく雨が降ったわけですね。大体3時から6時までで250ミリぐらいの雨が降ったと思います。そこで、町長のほうが4時に江北町全世帯に避難指示を出して放送をされたわけなんですけど、そのときの放送で命を守る行動をとってくださいということで、実際言ったら、一番危険なときに避難所に移動されるのは大変危険でありますので、命を守る行動をとることを放送したわけなんですけど、そのときに福祉センターのほうに避難をされた方がいらっしゃった。そのときに福祉センターの周辺が町道が冠水をしていて避難所に行けないというようなことがあったということを知っております。この分は町民の方にもお願いをしたいんですけど、やっぱり早目早目の避難をしていただいたらよかったんじゃないかなと思いますけど、うちのほうもその放送の内容についての的確に町民の方に情報が伝わるようなことをしていく必要があるということで、ここも課題として残ったところであります。

あとは、小さいことであつたのは携帯電話の充電器が配備していなかったとかということもありましたので、そういったのもこれからまた来年も起こる可能性もありますので、こういった課題については、今後また修正をしていくとか、課題を克服して来年に備えていきたいというふうに思います。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今し方、総務課長から今回の豪雨に伴う避難所運営の課題ということで御報告をいたしましたけれども、大変恥ずかしながら、今回の課題というよりは既に前回から課題としてわかっていたことも幾つかございます。例えば、いざ避難所に逃げると、逆に情報が入りにくかったとか、こういうこととか、ペットについても当然想定は、昨年度も大きな豪雨に見舞

われたわけですがけれども、やはりそうしたときにも既に検討課題としては上がっております。ところが、やはりこういうことにきちんと対応せぬまま、また今回、まさに佐賀が、しかも、我が江北町が豪雨に見舞われたということでもあります。

先ほど小さなことですがとも言いましたけれども、小さなことでもないんですよ。何でかという、テレビがないというのは、物理的にテレビがあるかどうかではなくて、避難所に避難をしてしまったら、情報が収集しにくいという、もう一個ニーズで考えたときには、そこにやっぱり思いをはせないといけない。そうすると、実はテレビがないということと充電器がないということは同じことなんです。もっと言うなら、情報収集だけではなくて、こうやって自分の親族の方と連絡をとるとか、そういう通信、連絡手段も実は充電器がないと絶たれるということですから、私は決して小さなことではないというふうに思いますし、先ほどの例えば、乳児のミルク用の電気ポットがなかったと、今回は急場しのぎで何とか対応はしたわけですけれども、一度避難をされた方があそこにポットがなかったということが、言ってみれば、意識づけをされてしまうと、もし、来年、同じように避難勧告、避難指示をお出しをしたときに、避難してもあそこにはポットのなかけんと、もしかすると、そのことが理由で避難をされないということだってあるわけでもあります。

今回、江頭議員からは、まさに避難所の運営についての課題ということでおっしゃいましたので、やはり実際避難をしていただいた中でのことについての課題ということだというふうに思いますし、先ほど御報告をしたような実際課題といえましょうか、今回そういう事象が起きたわけですし、もっと言うなら、昨年も実は起きていたこともあったわけですから、こういうことは早目早目にやらないと、喉元通れば熱さ忘れる、あのときは大変やったのうと、ざっとなかったものと、そんな思い出話に花を咲かせている場合ではありませんから、しっかりそこは来たるべき災害に、本当地震は実はいつ来るかわからんわけですよ、だから、来年の雨季までになんていうことも実は悠長にも言ってもらえないわけです。ただ、少なくとも来年の災害の時期にはこうしたものはきちんとやはり備えておくべきだというふうに思いますし、ないと言われたものだけかつがつそろえるということではなくて、本当にちゃんと避難をしてもらえるためには何を備えておかなければならないのかと。変な話、避難してください、避難してくださいと、これだけ言うてもなかなか避難しんさんですもんねと、あたかも住民の皆様のせいのように言いつつ、実際避難をしてみると、なかなか思うように避難生活といえましょうか、避難所で思うように時間が過ごせなかったということは、逆に

我々に返ってくるからだからですね。ぜひそうした意識でしっかり今回明らかになった課題も含めて、その避難所の過ごし方といたしましうか、避難所に備えておくべきものといいましうか、こうしたものはきちんと整理をして、早い段階で整備をする必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

それと、ごめんなさい、もう一つ。さっきの翌朝の避難指示のときに避難をされたと。実はここは私は2回町内放送をしました。前日の夜19時だったと思いますけれども、これは牛津川が早目にシビアな状況になったもんですから、夜の19時に避難指示をいたしました。それと、夜中明けて3時ごろに急激に雨が降って避難をしてもらわんばいかんというふうになったときに、改めてまた全町的に避難指示を出しました。このときは少し気をつけて、言葉遣いも気をつけました。というのは、前日のときには避難指示、避難所に避難をしてくださいと言いましたけれども、朝の段階、あの時点で外に出るほうがかえって危ないわけですよ。だからこそ、早目に避難をしてもらいたいわけですが、だから、そのときには命を守る行動をとってくださいという言葉で言いました。ただ、この命を守る行動ということがどうということなのかということが、町民の皆様にはまだ御理解をいただけていないもんですから、慌てて外に飛び出して、しかも、道路はつかりまくっているのに、避難所に向かわれたと。だから、避難所に行こうと思えばってんが、つかって行かれんやつかと言いんさわけですよ。だから、実はあの時点になれば、避難所ではなくて、垂直避難をするとか、遠いほうに避難をするとか、実はそういう差し迫った状況でありましたから、なかなかそういう意味で、我々が意図するところがまだきちんと御理解をいただけない、逆に言えば、御理解がいただけるような情報の出し方が我々ができていないということは反省をすべきだというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

避難所運営についてのいろんな反省点を言っていただいて、次に行かせていただきたいというふうに思います。

(パワーポイントを使用) そしたら、次のほうに続きまして、11カ所避難所があるという

ことで、今回はネイブルに避難された方が集中して、今モニターに映しているような状況まではいかないにしても、こういうふうな雑然としたような避難だったかなというふうに想像はできます。翌朝、やはり午前中は動けなかったもんですから、午後から老人福祉センター、ネイブル等、また、山間部、私もいろいろ回りましたけれども、今後の課題も幾つか見えてきた点がございます。

そこで今度は、11カ所ある中の福祉避難所についてはどこか指定をされているのか、そして、福祉避難所、どういった方々がそこを御利用になるのかということ御説明をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、江頭議員の御質問にお答えします。福祉避難所のあり方というか、福祉避難所についての御質問であります。

江北町におきましては指定避難所を11カ所、それから、福祉避難所を2カ所指定しております。11カ所については町の公民館とか、老人福祉センター等々あるわけですけど、福祉避難所については2カ所、これは老人福祉センターの1階のデイサービスルームのところを福祉避難所、それからあと1つが、ネイブルの横にあります保健センターを福祉避難所として指定をしております。

この福祉避難所につきましては、最初に町が指定する避難所に町民の方は避難をされて、そこでの生活というか、そこで支障がある方、足が不自由だったり、介護が必要な方については二次的に福祉避難所に移動をしていただくという形になります。

町の老人福祉センターについては、最初に避難をしていただいた中で、あそこが避難所が2階になっているもんで、足が不自由な方については避難をされた時点で老人福祉センターの1階のデイサービスルームのほうに避難をしていただくというようなことで対応しております。

それから、あともう一つ、町においては災害時において福祉避難施設の設置運営に関する協定というのを、これが平成26年9月に社会福祉法人のるんびに園と、あと、介護保険施設のしゃくなげのほうと協定を結んでおりますので、もし、そういった福祉避難所で江北町で指定をしている老人福祉センターのデイサービスルームとか、あと、保健センターのほうで

収容できないという場合は、るんびに園とかしゃくなげのほうに連絡をして、そちらのほうで福祉避難所ということで避難をしていただくということで考えております。

そして、その福祉避難所に避難をできる方というのは、大体介護保険の要介護認定を受けている方とか、障害者手帳を持っている方とか、そういった要援護者の方に対して福祉避難所の利用をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。

今デイサービスのほうと保健センターのほうで大体収容人数とか把握をされてありましたら教えてもらってもいいですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

江頭議員の再質問ということで老人福祉センターのほうの福祉避難所での収容人員の数ですけど、老人福祉センターについては、現在というか、町が地域防災計画とハザードマップに載せているのでは老人福祉センター全体で現在375名、それから、保健センターで100名が収容できるというふうにしておりますけど、この数が2平米当たりの人員で策定をしておりますので、こんなに多く収容ができないということで、現在見直しをかけております。最終的には来年の防災会議のときに最終決定をするわけですけど、大体その施設の床面積の7割で1人当たり4平米ということで見直しの案を考えております。それでいきますと、保健センターのほうが大体43名、それから、福祉センターのほうが大体30名ぐらいが、その福祉避難所としての収容がいっぱいかなというふうに思っております。

さっきも言いましたけど、この人員で仮に足らなかった場合は、るんびに園とかしゃくなげのほうに依頼をして、そちらのほうに移動をしていただくという形をとりたいというふうに考えております。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

御存じのとおり、近年、それこそ数年、または数十年に1度と言われているような災害が毎年発生をするというような時代になってしまいました。令和の時代、大変残念ながら、少なくとも気象状況について言えば、これからさらに不透明さを増すのではないかというふうに思っております。

やはりそういう意味でも、今議会でも申し上げましたとおり、新時代の基礎づくりということの中には、こうした安全・安心な、これは単なるお題目ではなくて、実質的に安全・安心なまちづくりのためにさまざまな取り組みをしなければいけないというふうに思っておりますし、まさにそうした取り組みをしなければいけないものが、言ってみれば順番待ちしているぐらいたくさんあるんじゃないかなというふうに思います。

かつては、先ほど議員からも御指摘ありましたとおり、比較的大きな災害に見舞われることの少ないと言われていた佐賀県、また、我が江北町ではありますけれども、ことしの大雨が示すように、決して他人事ではないということもこれでわかったわけでありまして、地震について言っても、近年は九州北部北縁断層帯（153ページで訂正）ですか、実は我が町の近くに大きな断層帯が存在をしているということも明らかになったわけでありまして。

ここまで危険が発生する可能性が高いということがわかっていながら、その対策をとらないということはないはずなんですよね。ですから、ここはしっかり、それこそ議会を初め、町民の皆様にも御理解をいただき、御協力をいただき、町全体としてそういう防災能力を高めていく必要があるなというふうに思っております。

そういう中で、単純にほかのまちと同じように、ひとまずは防災計画をつくっているとか、ひとまずは避難所の指定をしているとかということだけで済まされる時代ではなくて、実際避難所として機能するのかなのかどうかとか、実際その防災計画が本当に我々のよりどころとして使えるものなのかどうかとかということを実際に見ていく必要があると思います。ここが残念ながら、気象状況はこんなに変わっているのに、我々人間はそんなに変わらないものですから、ただ、この我々が実際そういうことの取り組みをしないといけないので、やはり意識を変えるということが大事だというふうに思っております。

先ほども避難所の運営の話がありましたけれども、現実を言えば、特にこういう大雨とか台風のときの避難所の運営というのは、ふだんは防災には必ずしも携わっていない役場の職

員が、今体制を組んでいるものですから、ずっと避難所に派遣をされて、その避難所を運営するということになりますけれども、なかなかそのよりどころというんですかね、そういうものも実はきちんと整備をされていない、もしくはマニュアルとしてはあっても、なかなかこれが機能していない。

だから、今回もペットなんかも、先ほどペットはお断りはしたと言ったものの、実は実際ペットを連れてこられて上げられた方もいらっしゃるんですよ。これは現場の職員にそこまで徹底ができていなかったから、そういうことになるわけでありまして。

ですから、こういう避難所の運営のマニュアルということもきちんと整備をせんといかんし、先ほどの避難所ですね。今までは11カ所の避難所で4,500人収容しますと言っていたのが、もしかすると、全員起立したまま何日でも立っとかんばいかんとやあんみやあかというぐらいの計算なんですよ、正直言うと。これを本当に現実的に見た場合には、先ほど見直し案の案を総務課長が言いましたけれども、仮に1人1坪、4平米ばかりというふうにとったとしても、通路も要りますし、共有スペースも要るとですね。分譲住宅と同じように、実は建物の面積全部、いわゆる避難者のスペースというわけにもならないわけです。先ほどの基準で見直したところ、一気に1,293名しか実は収容ができないということになっているんですよ。4,500人今まで収容しますよと言っていたのが。だから、変な話、避難してくださいと言いながら、本当にその方たちが避難をしてもらうと、実際それだけの居場所がないということなんです。これは私は行政としては非常に不誠実だというふうに思いますし、本当に町民の皆さんが避難をしていただけるようなスペースもきちんと試算をして準備をしないと、そこは我々行政の怠慢、無責任だというふうに思っています。ここまではっきりわかっているわけですから。ですから、ここは早急にもう一度見直しをきちんとし、町民の皆さんの避難が確保できるようにしていく必要があるというふうに思いますし、そのためにはこの11カ所では足りないというふうに思います。

例えば、さわやかスポーツセンター、こちらは今指定避難所には入っておりません。こうした施設の活用ということも考えんといかんというふうに思いますし、ここは先ほどから繰り返し言っておりますけれども、本当に早目に、逆にいつまでという期限を設けるまでもなくというんですかね、早目に見直しをせんばいかんというふうに思っています。

それともう一つ大事なものは、避難対象者ということももう少し絞り込みをしていく必要があるんじゃないかなと思います。今回も県内の各所で避難指示が出されました。もちろん町

内全体が一様にシビアな状況であるなら、それはそうですけれども、江北町でも山間部と平野部、また、平野部でも六角川と牛津川では影響が違うわけですから、そうなるときに、しかも、例えば、宿なんかは山間部の方もおられれば、平野部の方もおられるとか、そういうふうに区で分けたとしても、区一つとしても実は同じ状況ではないんですよ。

そういう中で最もひどいのはと言うぎいかんですけれど、対象全町みたいな出し方をされているようなところもありました。これはいかんということで、今は我が町では区ごとにはしています。ところが、本当にこれでも足りるのかどうかということなんですよ。例えば、基山町なんかは何々区の何丁目とかということまで細かに分けて、実は避難指示を出されています。我が町にも区ごとに班がありますよね。ですから、例えば、土元区何班から何班までとか、宿区の何班から何班まで、例えば、山間部の土砂災害の可能性があるのであれば、そういうふうに具体的に、それが多分実際その対象になられた方の町民の皆さんにも緊迫感をお伝えすることになると思うんです。そがん江北町全体といっても、それは同じじゃないのうとか、そがん宿ば避難せろと言うても、うちは山やなかとけのうとかですね。こういうことが実は避難者に避難をしていただいていない理由の一つなんじゃないかと。分母と分子がありますよね。対象者分の避難者、それでいけば、もちろんこの分子をふやすということが大事なんですけれども、もう一度分母もきちんと精査をして、個別にそういう情報伝達をしていくということをしなければいけません。

ただ、今回のように、結局、町内全体ということであれば、恐らく全部お越しいただくようになるわけですから、ここもやはり考えんばいかんですけれども、ここは少し慎重に議論をした上でだと思えますけれども、避難所に避難をするだけが避難なのか、もちろんそうじゃないわけなんですけど、例えば、明らかに垂直避難で足りるところもあるかもしれません。ですから、個々具体的に、1万町民、場合によってはお一人お一人について、それがマイハザードマップとかということなのかもしれませんけれども、ここだったら、こういう避難をせんばらんというようなことが、それぞれの町民の皆さんにわかっていただくということをやらんといかんとやなかかなというふうに思います。

繰り返しになりますけど、避難所を初めとしたそういうマニュアルとか、先ほどの避難所の指定のあり方とか、今回の佐賀豪雨以上の警告はないと思うんですよ、次は本当にもっと大きな災害に見舞われることになると思います、ここで改めなければ、改めるチャンスはもうないと思います、そういう意気込みでぜひ全体的な現実的な見直しをしたいというふうに

思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

御丁寧な説明本当ありがとうございます。

(パワーポイントを使用)今モニターに出しているのは、先ほど見直しをされる前のものでありまして、平成31年4月1日現在の我が町の人口と、先ほど御説明のありました指定避難所で4,625名の避難収容があつて、町民の約48%ですね。先ほど2カ所の福祉避難所につきましては見直しがされまして30名と43名ということで73名ということよろしいでしょうか。

昨日、同僚議員の資料の中には、今現在、町内は65歳以上が2,687名いらっしゃって、ひとり暮らしの老人の方が395人、夫婦のみで夫婦とも65歳以上の方が302名いらっしゃるという資料も出ておりましたもので、福祉避難所等の運営とか、見直しとか、マニュアル等が非常にこれから大切になってくるかなというふうに思います。

私が考えます認識していました福祉避難所の対象者は、高齢者、障害者、それから、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者等、それに、その人たちだけでは避難できませんので、その家族ということで認識をしておりますが、大体町内の福祉避難所を必要とされる数あたりの把握とか、それはまだですね。ある程度数なんかも大まかにつかんであるんですか、どうでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長(山中晴巳)

江頭議員の再質問ということで福祉避難所に避難が必要な方の人員の把握はできているかということでありまして、一応避難行動要支援者ということで現在登録をされている方が大体700名程度いらっしゃいます。この方たちについては、先ほどこの表にもありますが、障害をお持ちの方とか、それから、要介護認定を受けている方とか、それから、一人で生活をされていて何らかの手助けが必要な方たちが入っております。それとあと、避難をするには1人では避難はできませんので、その方のお手伝いをされる方も含めれば、その倍ぐらい

の数にはなるかなということで考えておりますけど、詳細な人員については把握はしておりません。大体というか、そういった回答では失礼ですけど、今のところ考えているのは700名の倍ぐらいではないかなということで考えております。

以上です。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。

第1問の私の提案が、福祉避難所というのが今御説明の中では2カ所とありましたけれども、1回避難をして、その後、福祉避難所に行くという考えじゃなくて、要支援者であれば、先ほど協定を結ばれているところもるんびに園とかしゃくなげがありましたように、真っすぐそちらのほうに要支援者は行かれるのかなというふうな認識を持っていましたもので、そういうことになってくると、福祉避難所が当然足りなくなってきましたし、先ほど最大一番避難が多かったというネイブル、長期化した場合のネイブルでの災害支援といいますか、そういうところも必要になってくるかなというふうに思って、今回要らん提案をさせていただきました。

先ほどお話もありましたように、いろんな市町で、病院とか、特老とか、介護施設とか、例えば、ホテルとか、そういったところとも協定を結ばれているところがたくさんございましたもので、本町もそういうところでも提案できたらというふうに思っています。

(パワーポイントを使用) これは避難が長引いてくる場合、区割りをすることも必要になってくるのかなということで参考のために映してみました。あと、長期間になると、それぞれの家庭とか個人的に個に応じた支援といいますか、段ボールとか、またはテントとかも準備されているところもございましたので、参考までに映します。

あと最後になりますけれども、4番のほうで現在最大規模の避難所になっているネイブルのほうですけれども、本来であれば、建てられたときに空調というのが一番ふさわしかったんじゃないかなと思いますが、まだまだ十五、六年ということで建物自体は新しゅうございますので、今後そういう避難所として使う場合に、そういう空調なんかの考えはないかどうかですね。そちらもあわせて質問したいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

江頭議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

江頭議員からはネイブルに空調設備という、個別の施設に個別の設備について御質問がありましたけれども、今回ここまで質疑をさせていただいておりますとおり、きちんと避難者の方に避難をしていただけるような環境整備に全般的に見直しをしたいというふうに申し上げましたので、今回御質問の件についてもその中できちんと検討する必要があるというふうに思います。そうした趣旨でぜひ御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

（パワーポイントを使用）画面に出していますのは、一つの例として、後づけされた体育館の空調設備が今非常に輻射式冷暖房ということで、冷水とか温水を通して冷やしたり温めたりするというので、非常に経済的にも安く仕上がるのが熊本県の宇土市民体育館、それから、鹿児島県とか、九州には各県、全国的に今広がりを見せています。足場も建てずに、側面だけです。これが壁面のほうにそういう水が通るのをパネルとして設置するというので、何か後づけの場合は足場をすれば一番費用が高くて、こっちのほうは非常にいいということでしたもので、参考までに手元にある資料で調べてみました。これは愛媛県とか鹿児島県も使われているそうです。

これが熊本地震のときに被災された武道館にもこれがつけられて、そこが避難所になったということで、実は2011年の東日本大震災のときも犠牲者の過半数が高齢者ということで、その中で障害者で犠牲になられた方が被災住民全体のそれと比べて2倍に上がったということ。先月、総務常任委員会で西原村のほうに研修に行かせていただいたときも、実は西原村は数パーセント起こる可能性がある地震に対して毎年訓練をされていたそうで、それで、訓練が非常に役に立ったということもおっしゃっていましたが、西原村では9名の方がお亡くなりになっていました。実際家の下敷きになって亡くなった方が5名で、その災害の関連死の方が4名。幸い命はとりとめていたけど、後の避難生活の中で命を落とされたという例もございましたもので、避難生活というのは非常に今後長引く場合には大事になってくるかな

というふうに思いましたもので、御紹介させていただきました。

そしたら、時間が迫ってきておりますので、2問目のほうに行かせてもらいます。

同僚議員がきょう保育士さんのことで質問されていたと思いますけれども、江北町の持続的な就職応援事業について3点ほど考えてみました。

今年度は町関係者の御努力で待機児童ゼロが実現できたと聞いています。また、現在、来年度も待機児童ゼロを目標に町単独の保育士確保の斬新な取り組みが講じられております。

今後、持続的な保育士さんの確保を目指して就職相談会の実施及び町内就職者への奨励金や奨学金返済免除制度等が将来的に有効な対策と思われれます。

それで、保育士さんだけに限らず、Uターン、Jターン、Iターン者への就職相談会をぜひ実施していただけないかというふうに御提案したいと思えます。

それから、町内の企業も大きな優秀な企業たくさんありますので、町内の企業に就職された方に就職奨励金とか、それから、学生については、以前も申し上げたことがありますけど、奨学金返済免除制度、少し遅きに失したところもございまして、看護師さんなんかはその病院にお勤めすれば、いただいた奨学金は返済しなくていいとか、そういう制度も大分前からされていますので、これから保育士さんになろうという方にもそういう枠をですね、町内にお勤めされたら、3年後になるのか、4年後になるのかわかりませんが、そういった制度もですね。全部全てということじゃありませんけど、何か町に取り入れられる分は取り入れて事業をしていただきたいなと思ったりしておりますが、この辺御意見をいただきたいと思えます。

○西原好文議長

江頭議員、そしたら、1番、2番はよろしいですか、3番からで。

○江頭義彦議員

1番の保育士の応募状況については同僚議員が言われましたので、できましたら、3番からで。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

江頭議員の御質問にお答えします。

就職応援事業として新卒者やU J I ターン者向けの奨学金返済免除制度等の実施はいかが

かというような御質問だったと思います。

江北町で学び育った新卒者やU J I ターン者をいかに江北町への受け入れるかは、人口減対策として取り組むべき重要な課題であると思っております。

その取り組みの一つとして、ふるさと納税や育英学生など江北町に何らかのかかわりを持っていただける人、愛郷心のある人をふやしていくということは必要なことと考えております。

育英資金では、奨学金を貸与したという関係だけでなく、さらに江北町と関係を深め合えるような江北町のサポーターになっていただけるような人材の育成ができればと思います。そのため、制度等の見直しを行い、奨学金の返済免除制度に限らず、関係課と連携して就職応援事業を考えていければと考えております。

以上です。

○西原好文議長

一ノ瀬産業課長。

○産業課長（一ノ瀬和義）

新卒者やU J I ターン者向けの就職相談会の実施及び町内企業への就職者の奨励金ということで御質問いただいた中で、町内企業にお話を聞く中で人手不足というキーワードをよく耳にします。都市部でよく聞く言葉のようですが、地方でも人口減少、高齢化等により、人手不足という課題に直面しているようです。

そこで、国のほうでは、地域と多様にかかわる人ということで関係人口に着目して、地域外からの交流の入り口をふやすことが必要だと考えられています。

U J I ターンについては、県が佐賀県のしごと相談室を設置されており、人材を求める企業とのマッチングを支援しております。県の取り組みとして佐賀さいこうU J I 就職応援事業を実施されており、県内企業へ就職する人への支援を行っております。町としても県が取り組んでいる事業を活用して町内企業にもその事業への御理解をいただいて登録を推進していきたいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。

(パワーポイントを使用) 今御説明ありましたのは、このモニターのほうに、これが今佐賀県で取り組まれている700社ほどの企業で、江北町をクリックしますと、江北町に直接ある企業もありますけれども、関係のある企業26社ほどピックアップされます。それで、こういう佐賀さいこうU J I、これに倣って江北版でもいいのかなというふうに思ったりもしています。

基本的に高校生が就職して3年間でやめる率が大体6割、大学生が3年間でやめるのは3割いるということで、必ずしも新卒者だけに限らず、そういうふうに迷っている子供たちにもオープンにすることによって、そして、できれば、町内のほうに住宅も、先日の御説明では町内に100戸ほど町長のほうから戸数もあいているということなので、定住とあわせて、例えば、それに幾らかの補助をすとか支援をすとかという方法もあるのかなと、自分だけいろいろ考えていました。

これは簡単につくってみたんですけど、例えば、佐賀さいこうに合わせて江北さいこうとかですね。これは別なんですけれども、こういう江北町に君の力をととか、そういうサポート事業でもいいのかなというふうに思ったりもしております。

あと、過疎事業も、都市化と過疎化ということでよく町長のほうからお話がありますので、十分それを意識して取り組まれているとは思いますが、過疎の事業あたりもあわせて利用できる分は町内に利用していただければいいかなというふうに思っているところです。

最後に、私の考えなんですけれども、今住宅地の中に森でみんなの公園ができていますので、例えば、逆に森の中に住宅とか、そういう取り組みなんかもあるのかなとか考えているところですが、今後の取り組みで何か御意見とかありましたら、最後に町長のほうからお願いしたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長(山田恭輔)

大変恐縮ではありますけれども、先ほど最後に御説明いただいた住宅の中に森をというのは、これは今回通告をいただいていたのですかね。(発言する者あり) どれに該当するのでしょうか。もちろん通告がなければ、全て答えないということではなくて、当然、関連の質問であるとか、そうしたものについては我々も想像力をたくましくして、議員の皆様方に

せっかく御質問をいただくわけですから、なるべく答弁を申し上げたいというつもりでいろいろ準備をさせていただいておりますけれども、さすがにU J I ターンから住宅地の中に森をといるところまでは私も想像が及びませんで、何をお答えした方がいいのかがよくわからないわけです。先ほどの住宅地に森をといることについては。

その前のお話で佐賀県が取り組んでおられるような事業を江北町もということであるわけですが、私はそれは非常に安易だと思います。というのは、やはり佐賀県という規模であったり、情報発信力であったり、もっと言うなら、予算規模であったり、そういうものがあるからこそ、佐賀県として取り組んでいただいているわけでありまして、我々がなすべきは、この佐賀県の取り組みにうまく連動をして、もっと言うならば、活用して江北町にそれを呼び込むというところをやっていく必要はあるんじゃないかなというふうに思います。

それと、最近はロコミの時代ということをよく言われます。ある統計では、どんなに人気のあるテレビ番組やどんなに有力な新聞よりも、人は何に基づいて行動するかというと、友人の勧めだそうです。身の回りの人の勧めだそうです。ということからいけば、こういう奨励金を出すと、県がそれだけやっていたいただいているのは非常にありがたいですし、それはそれで活用するわけですが、やはりこのロコミというのを大事にする必要があるんじゃないかなというふうに思います。江北町はそれこそ給食費も無料で、みんなの公園もできたりして、待機児童もなくて、交通事故も少なくて、災害にもきちんと対応してくれて、非常に住みやすかばいという声こそが最終的には定住人口をふやすということだと思っておりますよ。政策とか、施策とか、事務事業という段階があるわけですが、定住人口をふやすというのは直接我々が手を出せない。そうではなくて、定住人口をふやすためにはどんなことをすべきか、暮らしやすさとか、安全・安心とか、便利さとか、そこを充実させることの最終的な結果が私は定住人口がふえるということだと思っておりますよ。

ですから、お金ば出すけんが、うちに住みんしゃいということとはちょっと私は考えを異にいたします。それこそこれまでの先輩方がさまざまな取り組み、それこそ全方位的に総合行政でまちづくりを進めてきていただいた結果として、今、江北町は人口が減らないで済んでいるということなわけですから、何か一本釣りするようなことではなくて、暮らしやすさ、便利さ、安全・安心、こうした全てのことの結果として、私はやはり定住人口はふやしていくべきだというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、最後の御指摘についてはお答えをいたしかねます。以上で

ございます。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。

4番目に通告で出しておりましたが、最後、現在ある町内の企業の方と、今から自治体だけでは先細りの時代にだんだんなくなっていくのかなという気もしておりますので、町内の企業の方は大切なパートナーということです、企業の方とタイアップした定住対策なども打ち出せていけたらいいなという気持ちで最後は書かせていただきました。

○西原好文議長

答弁は。

○江頭義彦議員

いや、以上であります。

○西原好文議長

答弁よろしいですか。何か執行部から、町内の企業とタイアップしてというふうなことですけど。一ノ瀬産業課長。

○産業課長（一ノ瀬和義）

町内の企業とタイアップしてということでもありますけれども、地域と多様にかかわる人ということで関係人口に着目して、少なからず本町に興味がある方等に町外から関係人口の流入をふやすことが最終的に定住につながるんじゃないかということで、本町でもふれあい祭りであったりとか、そういうふうなイベントもしておりますし、現在パーク・アンド・ライドという形で、福岡県までは通勤圏にもありますので、そういう方が江北町と関係を持っていただいて、そういう中で県内はもとより福岡までは行けるよということをお願いできれば、それが定住につながってくるんじゃないかとは考えております。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。簡潔に。

○町長（山田恭輔）

江頭議員におかれましては、SDGsに対しては大変造詣が深くあられるというふうに

思っておりますけれども、いろんな事業をやるときにはまさに持続性ということを考えてやらなければいけないのではないかというふうに思います。

そうした中で、先ほど申し上げましたとおり、定住人口の増というのは町の総合力の結果だというふうに思っているものですから、私は個々の事業はさることながら、町全体としてさまざまな政策、施策、または事務事業を充実させることの結果として定住人口がふえるものだというふうに思っています。

さはさりながら、一方でロコミの時代ということを申し上げたときに、江北町には今はお住まいではないけれども、江北町で生まれ育って、今は全国でいろんなお仕事をされたり、学ばれたり、活躍をされていらっしゃる方がたくさんおられるんだと私は思うんですね。そして、実家がまだ江北にあられるという方がいらっしゃると思います。実はこれは結構大事で、江北町に今いらっしゃる実家の皆さん方が、「あさん、江北は今こがんで進んどっぼう。ちょっと江北には今までなかったごたつ公園もできた、今はこがんで保育所もちゃんとできたりしとったいの」とかですね。実はこの近親者の方の助言とか情報提供というのは物すごく大事だというふうに思っているんですね。

ですから、そういう意味でも総合的にさまざまな事業を充実させるということが、これが町民の皆様の実感につながって、その実感を今は町を離れている皆さん方にいろんな形で伝わるんじゃないかなというふうに思いますし、今度また年末年始にはたくさんの方が里帰りをしていただくとお思います、みんなの公園に来ていただいたり、新しい保育所を見ていただいたり、町の広報紙を見ていただいたりして、今の江北町を感じていただくことで、あっ、江北町もいいもんだなと、帰ってくるのもいいもんだなと思っていたらいいなというふうに思いますし、今回の議会でも御紹介しましたとおり、3年後には町制施行70年を迎えます。ここはぜひメッカの巡礼とは言いませんけれども、この町制施行70年に合わせて江北町出身の方大集合みたいな、例えば、里帰りツアーみたいなやつを企画するとか、そういうことにして、この70周年というのもうまく活用して、江北町、または江北町出身者の方たちにそうした今の町の現状を知っていただく機会にぜひしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○江頭義彦議員

では、どうもありがとうございました。これで終わります。

○西原好文議長

2番江頭義彦君の一般質問をこれで終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

しばらく休憩いたします。再開11時15分。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

会期日程により、一般質問に引き続き総括審議、委員会付託となっております。

議事日程により、逐次議案の審議に入ります。

日程第2 議案第57号

○西原好文議長

日程第2. 議案第57号 江北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9番 淵上君。

○淵上正昭議員

参考資料の1ページを済みませんが、お願いします。

1つは、現在、区長さんとは、身分、地位利用して選挙活動はできないというふうに規制をされておりますけれども、今回、委託あるいは有償ボランティアというふうに移行されるわけですね。そうした場合に、公職選挙法の中の部分に該当するのかわからないのか。要するに今までは特別職ということで、その地位利用はだめですよということでした。これが今度変われば、そういったところはどのようなふうになるのかをお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、淵上議員の御質問にお答えいたします。

今回、会計年度任用職員制度導入に伴って、今度、区長さんのほうは非常勤の特別職から委託もしくは有償ボランティアという形で移行するわけですが、これに伴い、公職選挙法の第136条の2によりまして、今までは地位を利用した選挙運動の禁止ということで、この規定でそういった選挙運動については制限がありました。しかし、今回こういった非常

勤の特別職から委託もしくは有償ボランティアに変わった場合は、この公職選挙法の規定からは外れるということになります。活動の内容については、これまで同様に各地区の代表者ということで、役場とのつなぎ役といった立場で、今までと仕事のには変わらないわけですが、非常勤の特別職から委託ということになります。そこで、ちょっと県の選挙管理委員会のほうに、身分が変わりますので、このことで今まではできなかった分ができるのかということで、一応問い合わせをいたしました。そしたら、県の選挙管理委員会の見解としては、今までどおり地区の代表者として役場とのつなぎ役をしていただいているということで、そういった区民への影響も考えられるので、区長等の肩書を名乗って選挙活動をすることは、これまで同様、好ましくないということで、今までどおり、肩書を名乗ってのそういった地位を利用した選挙運動は好ましくないという回答を受けております。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

区長という名前を名乗ってはだめですということですよ。明らかに皆さん、区長さんということはわかっています。その方は、私は区長ですからということじゃなくて、ただお願いしますということについては、オーケーということですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

今の御質問は、肩書を使わなければいいのかということでもあります。例えば、選挙のときは、候補者の方は選挙運動用はがきとか選挙運動にかかわる選挙運動用のビラとか、そういったのがあるわけですが、そういったのに応援者とかの名前で区長とか載せるのは好ましくないと。ただ、個人的にする分については、ちょっと問題ないというのはあれですが、それはそこまで規制はしないということでもあります。ですので、これは今までも選管のほうとしては、区長さんなり公民分館長さん、民生委員さんについては、そういったことで地位を利用した選挙運動はできませんよということではおりましたので、今後は法律上の規制はありませんけれども、好ましくないということで御理解をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

御質問にお答えする前に、淵上議員から御質問をいただいておりますので、先ほど江北町周辺に存在する断層の名前を一般質問の答弁の中で私は間違えて言っておりました。正確には佐賀平野北縁断層帯でございます。この場をかりて、きょう2つ目になりますけれども、謹んで訂正をさせていただきます。

その上で、今回、いわゆる非常勤特別職の公務員から個人委託もしくは有償ボランティアということで、区長の身分が変わることに伴う選挙運動の制限のありやなしやという御質問だったと思います。公職選挙法の第136条というのがありまして、ここの中には特定公務員の選挙運動の禁止というのがあります。ただ、ここに書いてございます特定公務員というのは限定的に列記をされておまして、例えば、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員と、今申し上げた特定の公務員と言われている者については、選挙運動は禁止をされております。

一方で、同じく第136条の、こちらは2になりますけれども、2についてはどう書いてあるかということ、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止ということでありまして、先ほど来、話題になっております区長におかれましては、これまでは非常勤特別職の公務員ということになっていたものですから、この条文が適用されていたということでありまして、今回、言ってみれば、公務員ではなくなるものですから、その前に、これまではどうだったかということ、地位を利用した選挙運動が禁止をされていたというだけであるものですから、逆にいえば地位を利用しない選挙運動は認められていたということでありまして、ただ、この地位を利用したことになるのかならないかということは、個々具体的に選挙委員会に確認をしていただくということになるかと思っておりますけれども、今回、地位を利用したところが公職選挙法の適用そのものを今回受けなくなるということでありまして、

ただ、先ほど県の選挙管理委員会の見解でありましたとおり、もともと区長さんというのは、2つの側面がありまして、1つは自治組織である各区の区民が、みずから選んだ区の代表者という立場と、我々役所とそういう住民の皆さんをつなぐ、言ってみれば連絡員というんでしょうか、ほかの市町では駐在員という言い方をしますけれども、そういう2つの役目

がおありになるわけでありませう。

実は、ほかの市町では区長会の総会と駐在員総会をわざわざ分けて開催するところもあります。区長会の総会は区長が主催をして行われます。駐在員の総会は町が主催をしてします。そのあたりが、我が町は同じ区長という名前で、しかも同じ方に大体お願いをしているものですから、なかなか区別はつきにくいということですがけれども、個人委託であれ有償ボランティアであれ、従来のように町と住民の皆さんをつなぐ、言ってみれば一定の中立性というものは、やはり確保していただく必要があるお役目には変わりがないものですから、個人委託であれば、例えば、そういう委託契約の中に、また有償ボランティアであって、これも契約ということであれば契約書の中に、そうしたことについては一定やっぱり盛り込む必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、さりとて、もともと地位を利用した選挙運動が禁止をされていたということですから、それが公務員からじゃなくなることによって、さらに厳しくなるということには多分ならないと思いますので、先ほど県の選管の見解どおり、従来どおりの取り扱いをするということになるのではないかと考えております。

実は先日、区長会の定例会がありましたものですから、今回、議会でも区長の皆様方にかかわる条例案を提案するものですから、同様に説明をいたしましたし、やはり区長さんの中からはそうした御質問もいただきました。ひとまず今申し上げましたようなお答えをしておりますけれども、来年の4月施行になりますけれども、その前にはもう少し具体的に区長様には御説明をさせていただきたいと思っておりますし、議員の皆様方にもあわせてこうした取り扱いとしたいということは、きちんと御報告をさせていただきたいと思っておりますが、考え方としては基本的には県の選管の見解どおりの取り扱いをいたしたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

よろしいですか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑のある方ございませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

1点だけ、委員会付託にはなるとは思いますが、今、渕上議員と同じところで説明書の1ページです。

勉強会の折にも若干聞きましたけれども、一般事務補助、それから日々の雇用ということで、現在、特定して具体的にいえば用務員さんとか司書補の方々はどういうふうになるのかをお願いしたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回の会計年度任用職員の制度の趣旨からいけば、今までいわゆる非正規という身分で公務の一部に従事していただいた方については、会計年度任用職員として取り扱うということだと思いますが、必ずしもそういうふうに法律に書いてあるわけじゃないんですよ。今までの非常勤、例えば、臨時の職員さんたちは会計年度任用職員に扱えと書いてあるわけではなくて、今現在、江北町の役所で従事をしていただいている個々の非常勤の方であるとか臨時の方のお仕事について、今、精査をさせていただいております。その中には今回の会計年度任用職員に移行をさせていただく方もいらっしゃる、逆にと言いましょ、例えば、先ほど御紹介した有償ボランティアとか個人委託という形でこれまでと同じような仕事をしていただくという方も出てくるのではないかなというふうに思っております。ですから、会計年度職員、それと有償ボランティア、それと個人委託、こうしたもののいずれかになるということでありまして、具体的な職種、職の方については、現在、最終的な精査をしていると御理解をいただきたいと思っておりますし、ここは取り扱いのところなものですから、では、取り扱いのところではありますけれども、きちんと精査をした段階で議会にも御報告はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

ということは、今回の議会の承認というか、我々が承認するに関しては、この方法的なこと、今町長が言われたいろいろな方に対しての詳細については出ないわけですね。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

そこは大変恐縮ではありますけれども、まさに人事権、任命権の範疇であるものですから、申しわけありませんけれども、個々具体的な取り扱いについて承認をいただくということにはなりません。ただ、今申し上げましたように、さりとて当然、我々とともに一緒に仕事をする仲間でもありますものですから、そして何よりも個々の皆さん方の身分、勤務条件に係ることでもありますし、さらに言うなら関心の高いところでもあると思います。これからそういう仕事をしたいという方もいらっしゃるものですから、そこは議員の皆様方にも御説明はちゃんとしたいと思っておりますが、今回、条例案または予算案等々、議案としては、そうした法律の改正に伴う仕組みを町としてもきちんと導入をするための議案であると御理解をいただきたいと思っております。

常任委員会になりますと、私、お答えするタイミングがないものですから、ここで申し上げますし、もう1点申し上げたいのは、私なりの今回の会計年度任用職員の趣旨ということで申し上げたいと思っております。一般的にはそうしたいいわゆる公務部門で働く非正規の皆さん方の正規職員化ということで会計年度任用職員が語られておりますけれども、私はそれだけではないのではないかなと思います。というのは、会計年度ごとに任用をされるということを除けば、実はこうやって我々が今、一緒に働いている職員と実は変わらんわけですよ、公務員になるわけですよ。仕事の中身は変わらないのに、これから先は公務員ですということも、これは私はどうかなというふうに思っています。

それこそ今、社会経済情勢が非常に多様化していて、働き方も非常に多様化している中で、もしかすると、いわゆる今までの公務員だけが一度採用されれば定年まではやめなくていいという非常に確固とした強固な身分保障で今まで守られていたわけですよ。ところが、これだけいろんな民間部門においても、いろんな事業、企業が活動をされている中で、果たして本当にそれだけ身分保障が定年までされている職員でないといけない仕事なのかどうかということが私は突きつけられているのではないかなと思います。

何を言いたいかというと、単純に今までいた非正規の方を会計年度職員にするというだけではなくて、これからは場合によっては、今までいた一般職の職員のかわりに、例えば、会計年度職員に振りかえるということも必要になってくるというふうに思いますし、私はそうあるべきだと思っております。ただ、そのときには、やはり仕事そのものを先ほど申し上げましたように、いわゆる普通の公務員のことをきちんと身分保障をされた、期限の定めなく任用された職員という言い方をするようですけれども——でなければならぬ仕事なのかど

うかという、人というよりも、今から役所全体の仕事を見直した上で、その中で、やはりそういう機関の期限の定めのない職員、例えば、民間でいう幹部候補生とかよく言いますよね、幹部候補生募集と。要はずっと雇用することで、いろいろそういう企業の考え方であるとか経営の手腕であるとか、そうしたことを訓練をされていく職員と、もう一つ別に、言ってみれば民間と同様の仕事というのものもあるんだろうというふうに思うんですよね、同じような同種の仕事。そうしたものは私はやはり会計年度職員に振りかえていくということも必要であると思っております。

ですから、やっぱりこれだけまさに新時代が訪れて激動する中で、今までの公務員だけが今まで同様に守られているという時代ではなくなってくるというふうに私は思いますし、これは非正規の皆さんだけではなくて、我々、正規の職員も自覚して、我々でないとできない仕事は何なのかということを見直す一つのきっかけにもする必要があると思っております。これが私の今回の会計年度任用職員の制度導入のある意味隠れたと言いましょか、裏のと言いましょか、趣旨だというふうにも私は思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。9番 淵上君。

○淵上正昭議員

ちょっと関連です。多分これを民間への拡大が最終目標だろうというふうに私も思います。そこでちょっとお尋ねですが、今回、大キャンペーンをして保育士を募っているわけですが、江北保育園、あるいはひかり保育園、永林寺保育園、なのはな、採用をすると。私はひかり保育園に行きたいなとか、こうなったときに、この大キャンペーンをした上で、そのところで身分が変わるのかですね。

というのは、ここの細部にわたっては、今後検討していくということでございますけれども、実は私も今、仕事をされている方をお願いをして、来年の4月から保育士さんのほうに来ていただくという、今、進めてはおります。こういったときに、当然、面接等々をしながらお話をされるだろうと思っておりますけれども、ちょっともし私が間違っていたら修正をしていただきたいんですが、その採用によって、この会計年度と変わるのか変わらないのか。町が実際、雇用について、今、大キャンペーンでしている中で変わるのか変わらないのか、そこ

をちょっとお願いしたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

結論から言いますと一部変わるということになります。ただ、例えば、ひかり保育園であるとか永林寺保育園、また小規模保育所なのはな、この3つについては言ってみれば民間の、民営の保育所なものですから、ここについては今回あくまでも公務員制度のお話ですから変わりはございません。ただ、御存じのとおり、この民間の保育所でも、正職員の方もおられればパートの方もおられるというふうに、やはりいろんな働き方があるというのが、実は大事なんだろうと思います。

というのが、やはりそれぞれのワーク・ライフ・バランスの中でしっかり働きたいという方もおられれば、私生活とバランスをとりたいという方は積極的にパートを選ばれるということなんですが、その中であって、実は我が町立の幼児教育センターのみが現在は大新東さんへの業務委託か日々雇用という勤務形態しかなくて、私が就任してからは正職員という採用はしておりません。というのは、先ほど少し申し上げましたように、ここで保育士として江北町の一般職の公務員として採用すると、将来的には我々江北町自体も保育ニーズは今から減っていくわけですね。

そうした中で、本当に定年まで保育士として仕事をしていただけるのかということ考えた場合に、やはり私は特に若い方の一般職での採用というのは非常に躊躇せざるを得ないということもありまして、これまではしておりませんでした。ただ、先ほどから申し上げているように、例えば、幼児教育センターで働きたいと、ただ、幼児教育センターで働くに当たって、やっぱり公務員として働きたいという方もいらっしゃるんだろうと思います。そのときには一般職ではありませんけれども、会計年度任用職員として採用すると。言ってみれば、幼児教育センターでの雇用、採用のあり方のバリエーションを、今回、会計年度任用職員の制度を入れることで、そのバリエーションをふやすことにはなるということでもありますし、実際、そうしたつもりでキャンペーンに合わせて、今、教育委員会と任用担当の総務課のほうで具体的な勤務条件等々については詰めをしているということでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

ちょっと確認です。就職支援給付金制度の中に給付額が書いてあります。これも採用の保育所によっても若干変わってくるということですのでよろしいですね。例えば、これは大キャンペーンのあれですけども、給付額が常勤、非常勤、短時間パートということで、20万円、10万円、5万円と書いてあります。大体こう見ていると、ああ、私は非常勤がよかね、10万円ばかりもらうならばというふうな個人的には言われたりしているものですから。だから、その辺がどういうふうになるのかですね。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

非常に大事な御質問をいただきました。今回、会計年度職員にも我々職員と同様に、フルで働く職員と、例えば、時間が短い、もしくは日数が短いパートタイムという2つの区分があります。ただ、実は、どっちで働くにしても非常勤ということなんです。ですから、フルで働いても非常勤という、ちょっと言葉がわかりにくいかもしれませんが、勤務日数だけで常勤、非常勤を決めていない。先ほど申し上げました期限の定めのない働き方かどうかということも含めて非常勤という取り扱いになるものですから、具体的にいけば、例えば、幼児教育センターで会計年度職員で採用をされるということになれば、フルで働いてもパートタイムで働いても非常勤だという取り扱いになるということで御了解いただければと思います。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

今のことはわかりました。

先ほどもちょっと触れましたけれども、先ほどからの説明は、例えば、民間、ひかり保育園だったりとか永林寺であったりとか、その方はその基準というか、決められた給与とか、そういう形になるということですよ。であれば、ここに20万円、10万円、5万円というのは、あくまでも町の職員さんという形で理解せんばいかんですかね。（「違います」と呼ぶ者あり）ああ、違いますか、全体ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

これはきょうの一般質問でもお答えしましたように、町としての危機を打開すべく民間の保育所と協力しながら、とにかく町内での保育士さんの確保をしましょうということでありますから、この給付金そのものについては、民間または町営は関係なく、その勤務形態に応じてお支払いをするということになっておるということでございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

わかりました。先ほどちょっと同僚議員ともそういう話をしておりました。いやいや、町がするとやけん全部一緒くさという話でもありましたので、確認のためにちょっと聞きました。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

チラシに「江北町保育士確保キャンペーン」と書いているものですから、もちろん町としてやっているわけですがけれども、イコール町営というイメージをお持ちの方がいらっしゃるようであります。実はチラシの下には対象保育園も書いているものですから、実は町営だけではないということは御存じいただけるとは思いますけれども、ちょっとタイトルが江北町としてやっているということの思いが強いものですから、そのことによって町営というふうに誤解をされている方がいらっしゃるんじゃないかなと思いますけれども、よく読んでいただくというか、下を見ていただければ、民間も当然同じ対象であるというふうには書いてございます。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○淵上正昭議員

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第57号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第58号

○西原好文議長

日程第3. 議案第58号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○淵上正昭議員

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第58号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第4 議案第59号

○西原好文議長

日程第4. 議案第59号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○淵上正昭議員

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第59号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第60号

○西原好文議長

日程第5. 議案第60号 江北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○淵上正昭議員

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第60号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第61号

○西原好文議長

日程第6. 議案第61号 江北町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○淵上正昭議員

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第61号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第62号

○西原好文議長

日程第7. 議案第62号 江北町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○ 瀧上正昭議員

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第62号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第63号

○ 西原好文議長

日程第8. 議案第63号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○ 瀧上正昭議員

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第63号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第64号

○ 西原好文議長

日程第9. 議案第64号 江北町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

○ 池田和幸議員

これ何年か前も質問のほうであったと思いますけれども、今、代表者会長は町長ですよね。ということで、今回、5年間また指定管理ということになりますので、その辺、会長職をかわる必要があるんじゃないかなと、ちょっと私は思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○ 西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私、就任当時も同様の質問をいただきまして、まず1期目は、これまでである意味、脈々と町長が務めてこられたわけでありまして、私も初めてでありましたものですから務めさせていただきたいというふうに申し上げました。ただ、そう言いながらも、やはり問題意識は持っております。というのは、中には利益相反というんでしょうか、双方代理というんですか、やはりそういうことの御指摘は否めないというふうに思っております。

ここは実は私が——社協の話ですよ——じゃなくてですか、社会福祉協議会の会長を兼ねていることをおっしゃっているわけでしょう。（発言する者あり）はい。

私、社会福祉協議会だけではなくて、実は体育協会も会長をしておりますし、文化協会も会長をしております。よく行政の中では財政的援助団体という言い方をしますけれども、例えば、その自治体が出資をしている団体であるとか、例えば、補助金の交付を受けている団体、特に議員の皆さん方におかれては、例えば、建設関係なんかは非常に議員活動の中でも、町によっては倫理条例を定めておられるようなところもあります。私の社会福祉協議会の会長の兼任というだけではなくて、ぜひここは議員の皆様方の中にも実はそうした財政的援助団体の代表を務めておられたり重要な役を務めていただいている方もいらっしゃいます。

例えば、私は社協の会長ですけども、西原議長は副会長を務めておられるというふうなこともありますし、そうしたケースはお持ちなんではないかなというふうに思います。ここについては、今の一定のみではなくて、ぜひ議員の皆様方の中でも積極的に議論をしていただいて、同じく政治家として、ここはやはり町全体として取り扱いを議論したほうがいいんじゃないかなと思いますし、ぜひその議論には私も参画をしたいと思っておりますので、ぜひ議会の中でも議論をしていただいて、それにあわせて私についても一緒に議論をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

議会にあわせてと言われましたけれども、今回はここに一応そういう形で指定管理についての指定ということをやっておりますので、町長自身はそれでは本人の気持ちがちよっと

よくわからなかったんですが、その辺はどうですか。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

繰り返しになりますけれども、問題意識を持っております。ただ一方で、県内を調べてみますと、特に町では、やはり町長が兼任というか併任をしておられるところが半数ほどあります。というのはなぜかという、やはりそれはそれなりのメリットが多分今まであったからこそ、長きにわたってそうした町長との併任ということが続いていたのではないかなというふうに思います。端的に言えば、人件費の問題もありますけれども、恐らく町全体で当然、例えば、社会福祉協議会においては、町のそういう福祉行政と連携、連動して、各種の事業をやっているわけでありますから、多分そうした一定のメリットといいましょうか、いい点もあっての上だったとは思いますが、ただ、そこはそれでやはりきちんと考え方を私は整理をしたいというふうに思いますが、何せ任期があと2月末なものですから、それはぜひ次にチャンスをいただけるのであれば、先ほど申し上げましたように、議員の皆様方と町全体としてここは議論しないとですよ、何でかという、あれはしよるとけ、なしあれはよかとやとか、そんな話になるのはやっぱりおかしいと思うんですよ。ですから、先ほど申し上げましたように、町から補助金の交付を受けているような団体も含めて、そういう財政的な援助団体、または町の出資団体における我々政治家のあり方ということについては、きちんと議論をした中で、その結論に従いたいと思っているということでもありますので、問題意識をしっかり持っているとお理解いただければと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○淵上正昭議員

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第64号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第10 議案第65号

○西原好文議長

日程第10. 議案第65号 江北町ふれあい物産館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

ちょっと確認をしたいのが1つあります。今回、33ページに2,912万円という形で債務負担行為補正が載っています。この当初予算が577万7千円ということで、その5年間にしたら23万5千円差額がありますけれども、この説明をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。一ノ瀬産業課長。

○産業課長（一ノ瀬和義）

当初予算との差額についてということですが、本年度の当初予算でいいですか。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

お答えをいたしますと、今年度の当初予算をおっしゃっているんですね。これは今、既に現の指定管理機関の指定管理料のお話なわけですね。今回の債務負担行為は、これからの指定管理料のお話なものですから、必ずしも3分の1して一致するということではないとは思いますが、それはそれとしても、何で今回の指定管理料と、じゃ、トータルが今度は違うのか同じなのかという話にどうせなるわけですから、そこはやっぱり答えんばいかんなどというふうに思います——と言っている間に産業課長が調べてくれていればいいんですけども、そうでなければ、しばらくお待ちいただきたいと思います。

少なくとも当初予算は、今の指定管理機関、債務負担でお願いしようとしているのは、これからの指定管理料ということで、そこは違うということだけは御理解をいただきたいと思います——そろそろいいですかね、ちょっとお待ちください。

○西原好文議長

答弁を求めます。一ノ瀬産業課長。

○産業課長（一ノ瀬和義）

金額が違う分については、消費税分が変わってきているというふうになっていると思います。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、老人福祉センターは金額は一緒なんですよ。今の意見だと、逆にちょっと委員会付託になりましたですけれども、老人福祉センターの金額も違うんじゃないかなという話になるかなと思いますけれども。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

よろしければ、午後にはきちんとお答えができるようにしたいというふうに思います。

○西原好文議長

皆さん、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

そしたら、ここで審議を中断になりますけれども、昼食のため休憩に入りたいと思います。再開は13時30分、よろしくお願いいたします。

午前11時54分 休憩

午後 1 時30分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

午前中に引き続き議案第65号の審議に入ります。

なお、午前中の池田議員の質問に対し、執行部の答弁を求めます。田中政策課長。

○政策課長（田中盛方）

池田議員の御質問には、これ予算に関係するものでありますので、私のほうから2つの質問あわせてお答えしたいと思います。

債務負担行為につきましては、管理の期間を定めて、今回は5年でありますけれども、そ

の債務負担の限度額を定めるものでありまして、実際の負担については、毎年度、予算措置をして、そこで議員さん方に審議をしていただいて承認をもらうというふうなことになることになっております。

今回、2つの施設につきましては、債務負担行為の額を定める場合には、おのおのの施設管理に係る過去5年間の実績等を勘案して定めております。どちらも消費税の影響があるわけでありましてけれども、老人福祉センターにつきましては、利用者の減少によって、その水道光熱費が減少しており、そういうことを含めて総合的に判断したとき、今回、前回債務負担行為を起こした額と変わらないというふうなことであります。

ふれあい物産館につきましては、先ほど産業課長のほうからも答弁あったとおり、今回、消費税が2%増額されております。主な増加の理由については、消費税というふうなことで聞いております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

老人福祉センターに関してはわかりましたけれども、ふれあい物産館に関しては、消費税と金額が違うでしょう、2%の分じゃないわけですね。その辺はどうですか。

○西原好文議長

答弁を求めます。一ノ瀬産業課長。

○産業課長（一ノ瀬和義）

先ほど議員が言われた577万円の5年間と、今回上げた分とすると、23万5千円ということでありましてけれども、主なものとしては消費税となっております。ただ、今年度の577万7千円については、途中から10%の消費税になしておりますので、正確に言えば、前回の5年間で2,867万3千円、今回の5年間で2,912万円、合計で44万7千円の増額となっております。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。1番石津君。

○石津圭太議員

指定管理者の指定についてなんですけれども、条例では公募するものとされていますけれども、公募はなされたんでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。一ノ瀬産業課長。

○産業課長（一ノ瀬和義）

石津議員の質問にお答えしたいと思います。

江北町ふれあい物産館については、地産地消及びゆうきの里づくりの普及と、PR及び情報発信の場、人と人の触れ合いの交流拠点として、高齢者、女性の生きがい対策及び雇用の場、加工品、農産物の販売等を通じて、消費者との交流や体験学習を行う場としての施設であります。

江北町の公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の第5条第1項第1号に規定される当該施設の性格、規模、機能により、公募することに適さない施設ということで、平成22年4月から非公募により江北町ゆうきの里「だいちの家」運営協議会に指定管理を委託しているものであります。今回も非公募としております。

以上です。（発言する者あり）

公募によらず、非公募として指定管理をするものであります。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

これから先も公募はされないということですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。一ノ瀬産業課長。

○産業課長（一ノ瀬和義）

いろいろな事情等、状況等が変わってくれば、公募というのものもあるかもしれませんが、現時点では非公募としております。

以上です。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

28ページの中で、2の管理を行わせる施設という形の中で、物産館という名前が上がっていますけれども、あそこの敷地内にトイレがありますけれども、トイレの記載はないですけれども、トイレも含むということでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。一ノ瀬産業課長。

○産業課長（一ノ瀬和義）

トイレについては、管理を委託をお願いしています。指定管理ではなくて、清掃等の委託をお願いしているかと思います。（発言する者あり）済みません、指定管理に含んでいるということでした。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、これは名称ですから、別に書かなくてもいいということに理解していいですかね。

○産業課長（一ノ瀬和義）

はい、お願いします。

○西原好文議長

町長、ただ施設を今度指定管理に入れたわけでしょう。条例にトイレとか駐車場というのが名称に載っているわけですよ、管理をさせる施設のところで。条例を見てもらったらわかると思うんですけれども。であれば、やっぱり書いておくのが筋じゃなかかなと思うんですけれども。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午後 1 時 37 分 休憩

午後 1 時 38 分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ただいま議長から御指摘は、今回の議案の中で、管理を行わせる施設として、名称に江北

町ふれあい物産館というふうに記載をしているわけでありましてけれども、江北町ふれあい物産館の管理に関する規則の中で言いますと、その物産館の施設は、直売所、加工所、多目的トイレ及び駐車場とするというふうに書いているわけでありまして、トイレや駐車場も書くべきではないかという御指摘ですよね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

この施設という言葉なんですけれども、広義の施設と狭義の施設という、多分2つ施設という言葉の意味合いがあるだろうというふうに思っております。今回は、もともと江北町ふれあい物産館設置条例というものがあまして、そうした一帯の施設全体を江北町ふれあい物産館という名称で表現をしているわけでありまして、そういう意味で、今回も議案の中には江北町ふれあい物産館というふうに書いておるわけでありまして、ですから、規則上の、また個々の物産館のそれぞれの施設ということであれば、逆にふれあい物産館と書くのではなくて、直売所、加工所、多目的トイレ、駐車場というふうな書き方をするわけでありましてけれども、規則でこの物産館の施設そのものはもう規定をしてあるわけですから、これを全体として管理をしていただくということで、施設の名称として条例にも書いております江北町ふれあい物産館という名称で、この全体を表現しているというふうに御理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○瀧上正昭議員

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第65号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第11 議案第66号

○西原好文議長

日程第11. 議案第66号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び

同組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第66号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更については原案どおり可決と決しました。

日程第12 議案第67号

○西原好文議長

日程第12. 議案第67号 令和元年度江北町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9番 淵上君。

○淵上正昭議員

事項別明細書の25ページ、農林水産業費、款6項1目5の畜産振興費です。わかりやすく言えば、事業説明書の5ページをごらんいただきたいと思います。

昨日の一般質問で、このところを聞きたいなと思っておりましたけれども、何とか建設課長からいいところやられまして、時間が足らなかったのも、ちょっとここだけ確認をさせてください。

この中段あたりに営農再開等支援事業、ここの中に個別で申しわけないんですが、再生産用ひな等、それからその次の使用不能飼料等処理支援対策事業、この中の当時、冠水して鳥が亡くなりました。その処理をする経費の補助ということだろうと思いますけれども、この辺を少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。一ノ瀬産業課長。

○産業課長（一ノ瀬和義）

淵上議員の質問にお答えしたいと思います。

営農再開等支援事業につきましては、先ほど言われた再生産用のひな等というのは、養鶏施設の方が養鶏を再開されるときひなの購入の補助というふうに考えていただければと思います。

もう一つ下のほうの使用不能飼料等処理ということで、水没して鶏の死んだものについては、産廃処分に出す必要がありますので、そういう経費を助成するものであります。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

その補助というのは、どれぐらいの補助になるわけですか。1羽が何円だとか、あるいは産廃に出すのがどれぐらいかかったら、その半分ぐらいは補助しますとか、もしわかれば、どれぐらいということをお教えいただければと思います。

○西原好文議長

一ノ瀬産業課長。

○産業課長（一ノ瀬和義）

ブロイラーの分ですけれども、再生産用のひなに要する経費が、今回1万2,000羽死にまして、その再生産用に購入するための費用として105万6千円、1羽当たり88円ということになります。これに対して県と市町が補助をします。県が35万2千円、町が35万2千円、残りは個人負担となります。

それと、あと同じく死骸処理ですけれども、うちのほうが本人さんのほうに金額を見積もってくださいということをお願いはしていただんですけども、ちょっとまだ金額が上がってこなかったもので、大町のほうで、向こうは親鳥ではあるんですけども、処理をされたときの単価等を参考に概算で一応はじかせていただいております。金額として128万円、そのうち事業に要する経費として、うちのほうが県と町と合わせて85万3,332円を助成するものであります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ほかに質疑の方ありませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

2つ質問したいと思います。

1問目が、説明書のほうで1ページです。農林水産業費の農業振興費の中で、1の理由の中に、県の交付金要項の改正により交付金の対象事業者に該当しなくなったと書いてありますけれども、しなくなった理由と、それから、今年度の事業対象者ではなく、次年度の事業対象者が採用になったわけですね。今年度の事業対象者に関しては、来年度どうなるのか、お願いしたいと思います。

もう1点が3ページの園芸振興費の中の2事業のうち1事業はと書いてあります。この中でこれも同じように新しくブドウからタマネギをされる方に対して事業がついたということです。先に出された方はどうなるのか。これも1ページと同じようなことですが。

それと、ここで剰余金に関しては変わらない、そのまま剰余金の場合は、同じ方が変わらなく進んでいくと思うんですね、この書き方を見れば。ただ、金額が529万円から484万円に下がっているんですけども、この辺の理由をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。一ノ瀬産業課長。

○産業課長（一ノ瀬和義）

まず、1点目の1ページと3ページの方、同様に今年度4月1日から、この事業は県単事業でありまして、その分が採択の要件が変更になりました。一応、要望されていたところに対しては、ちょっと変更になるということもお伝えはしてきておりました。その中で、今年度新たに県の補助要項が変わったことによって補助の採択から外れたという形になります。

その採択から外れたということについても、本人さん、当事者の方にはお伝えをしております。ただ、採択が変わったことで、今後というのは事業に今のところのらないというふうな形になります。1ページ目の農業機械倉庫であれば、今現在、集落営農組織でありますので、今後、法人化等をされたら、要項が今までは集落営農でよかったのが、法人化でないとできませんということになりましたので、法人化ができれば事業としてはできる見込みであります。

それと、3ページ目の分ですけれども、乗用管理機については、今回、529万2千円から484万3,983円になっている分については、既に機械導入をしておりますので、この実績に基づいて金額が変わったということでもあります。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、最初のほうの事業の内容が変わったということですがけれども、先ほど課長が変わっていることもお伝えしながらということでは言われたと思うんですが、その辺は当初の段階では、やはりそれでも申し込みというかな、事業をするような形に持っていくべきだったのか、その辺はいかがですか。

○西原好文議長

答弁を求めます。一ノ瀬産業課長。

○産業課長（一ノ瀬和義）

一応、4月1日、県の3月議会が終わらないと、最終的に決まらないというふうに県のほうからも言われていたこともあって、できれば、もし該当するんであれば早期にしたいということもありまして、一応当事者の方たちには話をしながらも、当初予算で計上させていただいておりました。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

ただいま御質問いただいているこの2件については、私も非常に問題だなと思うんですよね。というのが、少なくとも我々としては事業をしたいということで議会に承認をいただいて、議決をいただいて、予算として成立をしたわけですね。先ほど産業課長が申しあげましたように、県のタイミングとうまく合わないもので、我々としては計上せざるを得ないということではあるんですが、少なくとも私が現職でおりましたころには、そこはやっぱり国とか県の補助を受けないと町も事業ができないわけでありまして、何よりもやっぱり補助事業者の方にとってみれば、機械を買うのに100万円補助をもらえるだろうというのは結構大きなことですよ。

先ほども3月議会が終わらないとはっきり言えないとか、本当に県もそういうことを言うんだったら、ある意味、非常に冷たいなとかですかね、だって県の予算にも実はかかわることですよ。よう考えてみると、県はそれで予算要求しているということは、補助金の交

付要綱なんかも多分自分たちは見直すつもりで予算要求しているはずですよ。それをまだ議会に承認を得ていないから正式に言えないとって、町は町で、前のままで要求しておいてというのはおかしいと思うとですよ。特に最近、国の予算なんかも補正予算で景気対策とか何とか言って、例えば、それこそ監査でも指摘いただきましたけれども、毎会計年度の原則とか、こういうふうに予算なんかはきちんと国と県と町が相呼応して、やっぱりあうんの呼吸でと言ってもいいかもしれませんけれども、やっぱり国も予算要求した、それに対して県も予算要求した、それにあわせて町も予算要求、同じように要求しているということにならないと、こうして出たところ勝負のごと、予算はこれでいただきましたけれども、実際は交付要項が違って該当せんごとなったですもんねとかですよ。これをやっぱり我々もただ黙っておくというのはおかしいとやなかかなというふうに思います。

変な話、これがだめになったものですから、せつかく予算もとっていますから、ずっと順番待ちもしているものだから、こっちをさせてくださいと。これも本当はおかしいと思うんですよ。今回、予算を要求させていただくに当たっては、さはさりながらも、そうやって要望しておられる方がずっと待っておられるものですから、それについては早期の補助事業をやっていただくということで、今回こういうことで補正は組まさせていただきました。

議案説明会のときに、どこまで丁寧に産業課が説明をしたか、ちょっとわかりませんが、少なくともやっぱりそういう事情というのはきちんと御説明をした上で御理解をいただいて、補正についても御承認をいただかないと、見ようによっては町がそういう情報把握もきちんとせずに、ひとまず当てずっぽうとは言わんが、見込みで上げて、いよいよだめになったけど、簡単にほかのとに上げよるばいと、やっぱりそういう印象を持たれるのはよくないと思うんですよ。

だから、先ほど申し上げましたように、これは県にもやっぱりどこかのタイミングできちんとはっきりしてくれとお願いをせんばいかんと思います。しかも、恐らく県の担当者の気持ちとしては、まだ議会も終わっていないのに、大体こうなりますよと、それで漏らしてしまうと、何か先走ってまた県議会からよう言われんじゃないかみたいな、何かそういう過剰な心配というか、そういうことをしているのが我々のところにも影響しているんじゃないかなと思ってですね、そこは県にもきちんとお願いをせんばいかんなどと思っております。

そうしないと、それは県議会があるように、我々も町議会があるわけですから、町議会のときに、いや、こうして該当しなくなったと簡単に言いますけれども、これは補助事業者か

らとってみれば、本当に大きなダメージだと思うんですよね、するつもりが少なくともあられたわけですから。ただ、事情が事情として少なくともきちんと説明は事前にでも議員の皆様方にはせんと、こういうところで、こういう場合、もちろん議案審議ですから、御質問いただいても構わんですけれども、そこは基本的な考え方は御説明をしとかんばいかんやったかなと思います。ちょっと議案勉強会るとき、私、入っておりませんから、そこはわかりませんが、もしそういう丁寧な説明を欠いていたのであれば、そこはおわびを申し上げますが、その上ではありますけれども、先ほど御説明したような事情でありますので、ぜひ我々としては、残念ながら補助対象にならないということであれば、次なる候補者の早期の補助ということで、今回、補正を組まさせていただいているというところがございます。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

事情はわかりました。ただ、最初の方の事業者に対しては、今後のこともありますので、丁寧なフォローをしてあげていただきたいと思います。

以上です。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。一ノ瀬産業課長。

○産業課長（一ノ瀬和義）

済みません、先ほどの淵上議員の質問に答えた金額がちょっと町の分が間違っていて言っておりました。

ブローラーの分ですけれども、県が35万2千円変わりませんけれども、町が10万8千円で、個人負担が59万8千円となっております。死亡した処理ですけれども、県の金額が42万6,666円で、町が12万8千円の55万4,666円となっております。済みませんでした。

○西原好文議長

淵上議員よろしいですか。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ちょっと私から。さっき666円とか言いましたけれども、補助金をそんな666円とかもらったですかね。少なくとも自分の経験上は多分1千円どめで、3分の1とかいうときには333

とかならずに千円でとめて、多分、同じ3分の1でも町のほうが大体千円高くなるとか、そういうのが一般的だったんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこは正確に産業課長がもう一度答弁すると思いますし、先ほどの件ですよ、何か余りにも通信手段が便利になり過ぎて、県からもメールで一方的に、こうして要求をしてくださいとか、それを受けて、今度うちもメールだけ見てから勝手に解釈して、その準備をします。

ところが、ふたをあけてみると違うし、電話ぐらいはするにしても、向こうの担当者に電話して、どがんたつとるのですかと、いや、それは3月議会の終わらんぎわからんですもんねと。それはそうでしょう、それはどこでもそうですけれども、その上で、我が町も同じように議会があるわけだから、基本的に県としては、どういうふうな予算要求をしてあるんですかとか、どういうふうに見込みはしてあるんですかというふうな、その一歩先をやっぱり聞かないと、本当に通り一遍にやりとりだけしてから、だって結構大きなことですよ。

何回も言うようですよけれども、対象外になりましたとか採択されませんでしたとか、そうじゃなくて、そこから先こそが、やはり我々、きょうも会計年度職員の話をしましたけれども、県にそれこそ出向いて行くとか、こっちが納得するまで聞くとか、やっぱりその気概とか、プライドとか、責任感とかいうところに我々期限の定めがない仕事をさせていたいているということなんだというふうに思います。そうしなければ、簡単に県の採択ができませんでしたから、その補助が付きませんでした。だから、次の人の補助をしますと、そう簡単には。やはり、きちんと――先には町民の皆さんがいらっしゃるわけだから、そこそをしないと、そんな通り一遍に県の担当者に聞きましたところと、県の担当者が言うたことだけで我が町のこれだけ議会の中で議論をすることが左右されるというのは私は違うと思います。もちろん、結果的にそうになっていたかもしれませんが、やはりそうした努力こそが必要だというふうに思います。改めてではありますけれども、さっきの666円というのが、本当に補助金額として正確なのか。そこは産業課長からもう一度確認の上、答弁をさせたいと思います。少なくとも私はそういう補助金の出方はせんとぼってんなとか、もともと予算上は1千円どめなわけですから。もしかすると、そうじゃないこともあるのかもしれませんが、改めて産業課長に答弁をさせます。

○西原好文議長

一ノ瀬産業課長。

○産業課長（一ノ瀬和義）

今現在は円まで申請をしておりますし、円までもらえるものと思っております。無農薬とか環境保全型農業直払いとかについては、円まで来ているものもありますので、今回も円までもらえるということで判断しております。（「数字をもう一回、再生ひなの分」と呼ぶ者あり）

済みません、まず、再生ひなの分が事業費が105万6千円、それに対する補助が、県が35万2千円、町が10万6千円、合わせて45万8千円となっております。

もう一つ、死亡した処理費ですけれども、128万円、それに対する県が42万6,666円、町が12万8千円の計55万4,666円となっております。

○西原好文議長

淵上議員、よろしいですか。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

事項別明細の30、31ページ、これは教育費でありましたので、ここで聞いておかないと聞けないかなと思ってちょっとお尋ねをいたします。

この内容が事業説明の7ページに書いてあります。ベトナムから男子生徒、中学1年生が転入するためということで、いろんな学習サポートをしていくというふうなところの臨時賃金ということをして上げてあります。ベトナムから来られた生徒さんへの事業内容と、県からも派遣をされるということですが、ベトナムから来た生徒の授業以外のケアといいますか、その対応について、どのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

井上議員の御質問にお答えします。

まず、日本語学習サポーターについてですけれども、本年度は取り出しをして個別指導を中心に行うこととしております。取り出すというのが、国語とか社会とか道徳の授業については、まだ日本語の習得が難しいということで、その時間については、日本語学習サポーターが別室において指導をするということになります。それ以外の教科は、クラスで他の生徒と学習するようになります。そのときは町費の支援員がおりますので、支援員がついて指導をするような形になると思います。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

そしたら、日本語が通じない、言葉が通じないということで、仲介をしてもらうということですね。となると、授業にもそのサポーターという人は一緒について、そして通訳をしながら授業を受けるという形になるんですかね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

井上議員の御質問にお答えをいたします。

ベトナム語が話せない支援員さんということで、日常生活の分を中心に先ほどの分はフォローをしていただきます。ただ、わからないことについては、また疑問点について、県から派遣していただく方に日常の生活を一緒に足りない分を、こういうことがわかっていないというものをサポートしていただくような体制をとりたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

サポートというのは通訳と思うんですよね。どういったケースでサポートされるのかというのを聞いておるんですけどですね。

さっき言いました言葉が通じないから通訳として授業中もついておられるんですかというのと、このケアですね、授業中は仮についてもらうにしても、その後の学校にいる時間帯もあると思うんですよね。やはり日本人の生徒さんと外国から来た人たちはなかなか交流が難しい部分もあると思うんですよね。だから、その辺が孤独にならないような形のケアはどうされているんですかというのをお尋ねしております。

○西原好文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

私も直接どのくらいの日本語をこのベトナムの子供さんが理解をされているのか。お父さんは日本人の方というふうにお聞きをしておりますので、それなりのお話はされていると思うんですが、日常の会話がどの程度かというのは、私は今、承知をしておりません。したがって、議員からお尋ねをいただいたことにつきましては、日常生活、子供たち同士との触れ合いもできるようなサポートはお願いしていくということで考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

我が町におきましては、昨年度の明治維新150周年を機に、江北町の開国元年ということで交流事業を始めたところであります。一つには東京都の足立区、または足立区立江北小学校と、もう一つはオーストラリアのルーサランカレッジと交流を始めたところでありまして、昨年度は、オーストラリアについていえば、江北町の子供たちがオーストラリアに赴き、ことしは待望のオーストラリアの子供たちが江北町に来てくれたということで、そうした子供たちの国際感覚の醸成に、または異文化の交流には非常に資することになったんじゃないかなというふうに思います。

交流事業の話を持ち出すまでもなく、御存じのとおり、我が町の町内の企業様の中には、ベトナムを初め、外国からお越しいただいた方が多く働いている企業もいらっしゃいます。やはりこの小さな我が江北町といえども、国際感覚というか、国際理解というか、国際交流というか、やはりそうしたものに対しても、もっと思いをはせなければいけないというふうに思います。やはり我々公務員の中で一番大事なことは創造力だというふうに思いますね。やはりそれとセンスというのが大事だというふうに思います。

そういう意味でいきますと、今回あくまでも予算としては、この日本語学習支援ということで要求をさせていただいているわけですが、それだけではなくて、こうしてかの地から我が江北町に子供がやってくると。そしたら、その子供のことを考えた場合には、全体としてどういうケアが必要かとか、どういうフォローが必要かとか、やはりそういう視点というのが大事なんだろうというふうに思いますし、先ほどの井上議員の御質問は、そういう観点から、この日本語支援ということだけではなくて、学校生活なり日常生活までかどうかは別として、どういうサポート、もしくはフォローの体制を考えているのかという御質問

だったと思います。その観点から、やはり教育委員会としては答弁をしてもらわんばいかんと思いますし、少なくとも町長部局というか、私としては、ぜひ支障のないようにというか、円滑にこの江北町で日常生活もしくは学校生活を送ってもらえるような有形無形のサポート、支援、そういうことを考えていく必要があると思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

要は、いろいろとトラブルにならないように、友好的な学校での生活ができるように思うわけです。だけど教育長の答弁の中で、まだどのくらいできるかわからないんですよねということも言われました。ただ、来てからそういう対応をしておっても遅いんじゃないかとか、最初が肝心だと思うんですよね。だから、その辺は十分調査をして、そして調査の上、対応をしていただきたいと思います。この生徒にはこういうふうなケアが必要、あるいはこういうふうなフォローが必要という町の体制をとっていただきたいと思います。国際的な問題でありますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

井上議員の御指摘を踏まえながら、これから対応してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○淵上正昭議員

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第67号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第13 議案第68号

○西原好文議長

日程第13. 議案第68号 令和元年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○洲上正昭議員

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第68号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第14 議案第69号

○西原好文議長

日程第14. 議案第69号 令和元年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○洲上正昭議員

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第69号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第15 議案第70号

○西原好文議長

日程第15. 議案第70号 令和元年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○ 瀧上正昭議員

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第70号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第16 議案第71号

○ 西原好文議長

日程第16. 議案第71号 令和元年度江北町水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○ 瀧上正昭議員

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第71号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第17 議案第72号

○ 西原好文議長

日程第17. 議案第72号 令和元年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○ 瀧上正昭議員

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第72号は常任委員会に付託することに決しました。
しばらく休憩いたします。再開14時25分。

午後 2 時16分 休憩

午後 2 時25分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。平川局長。

○議会事務局長（平川智敏）

それでは、今期定例会、各常任委員会への付託議件の案について報告をいたします。

令和元年12月定例議会委員会付託議件（案）

○総務常任委員会付託分

議案第57号 議案第58号 議案第59号 議案第60号 議案第61号 議案第62号

議案第63号 議案第64号

議案第67号 歳入全部と歳出のうち 款 1 議会費 款 2 総務費 款 3 民生費 款 4
衛生費のうち項 1 保健衛生費の目 1 保健衛生総務費の区分 1 保健衛生総務費
及び目 2 予防費並びに目 5 保健施設費 款 9 消防費 款10 教育費

議案第69号 議案第70号

○産業常任委員会付託分

議案第65号

議案第67号 歳出のうち 款 4 衛生費の項 1 保健衛生費の目 1 保健衛生総務費の区分 2
飼い猫対策事業及び目 3 環境衛生費並びに項 2 清掃費 款 6 農林水産業費
款 8 土木費

議案第68号 議案第71号 議案第72号

以上でございます。

○西原好文議長

以上のとおり付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、以上のおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 27 分 散会